弥生時代の再葬制

再葬過程の復元

再葬墓地をのこした集団

=

四 三 再葬制の意義 再葬制の系譜

論文要旨

所に遺跡となってのこされているからである。 ている諸遺跡の様相は、 その一部を壺に納めて埋める再葬制が普遍的に存在した。再葬関係と考えられ 東日本の弥生時代前半期には、 変化に富んでいる。それは、再葬の諸過程が別々の場 人の遺体をなんらかの方法で骨化したあと、

図の表れであろう。すなわち、この時期には死霊などを異常に恐れる風潮が存 することは、彷徨する死霊や悪霊がとりついて復活することを防ごうとする意 在したのである。 たりして細かく破砕している。骨を本来の形をとどめないまでに徹底的に破壊 ともあったようである。遺体はまず骨と肉に分離し、ついで骨を割ったり焼い 再葬は、土葬―発掘―選骨―壺棺に納骨し墓地に埋める―のこった 骨 を 焼 または、 土葬を省略してただちに遺骸の解体―選骨……の過程をたどるこ

この時期にはまた、人の歯や指骨を素材にした装身具が流行した。これは、

死者を解体・選骨する時に、 を継承したことを示すシンボルとして、 一つの墓地を形成している。そのあり方は縄文時代の墓地と共通する。したが 再葬墓地の分析によれば、十基前後を一単位とする小群がいくつも集まって 人に限られるようである。亡くなった人が生前に占めていた身分や位置など それらを抜き取って穿孔したものであるが、 遺族の一部が身につけるのであろう。

代前半期に発達したのち、弥生中期中ごろに終り、あとは方形墳丘墓にとって かわられる。しかし、再葬例は関東地方では六世紀の古墳でも知られているの って、小群の単位は、代々の世帯であると推定する。 ているだけである可能性も考えられる。 再葬墓は、縄文時代晩期の信越地方の火葬を伴ら再葬を先駆として、弥生時 弥生時代後半期には人骨を遺存した墓が稀であるために、その確認が遅れ

成 秀 爾

春

らを偶発的・例外的な出来事としてすませてきた従来の認識は通用しない。縄文・弥生時代の再葬は、以前に埋葬した遺体を、なんらかの機いる。縄文・弥生時代の再葬は、以前に埋葬した遺体を、なんらかの機いる。縄文・弥生時代の再葬は、以前に埋葬した遺体を、なんらかの機いる。縄文・弥生時代の再葬は、以前に埋葬した遺体を、なんらかの機とえば山口県土井ヶ浜遺跡や鹿児島県広田遺跡などで多数例発見されてとればり当てたために改葬したものであるとか、「火葬」は、遺体がたまたま火をうけて焼けたものであって真の火葬ではないといって、これまたま火をうけて焼けたものであって真の火葬ではないといって、これまたまで、大の遺体を土葬や火葬などなんらかの手段で骨化したあと、その骨を

機会があった。 機会があった。 機会があった。 機会があった。 機会があった。 機会があった。 の内によって、基礎資料の蓄積も進んできた。 筆者もまた、愛 良好な遺跡がいくつか発掘・報告され、また、この方面に関心をもつ諸 良好な遺跡がいくつか発掘・報告され、また、この方面に関心をもつ諸 しいで、中部・関東・東北地方で弥生I~Ⅳ期(前・中期)の再葬墓の くなってきたのである。

えてみることにしたい。時代の再葬の過程を復元する。そして、その系譜、意義などについて考時代の再葬の過程を復元する。そして、その系譜、意義などについて考小論では、これまでの研究を踏まえ、地域を東日本に限定して、弥生

再葬過程の復元

葬墓として報告された遺跡は、さまざまの様相を呈している(表1)。「**再葬」遺跡の諸相** これまで関東~東北地方南部から弥生時代の再

表1 「再葬」遺跡の諸例

際はそうではないと思う。以下、諸遺跡の状況について検討を加えながしかし、これらの遺跡にみられる多様性は現象面のことであって、実

、再葬の過程を復元してみたい。

が普通である。風葬は痕跡をのこしにくいから、土葬のばあいをとりあ遺体を埋める 再葬というばあい、初葬は土葬または風葬を指すの

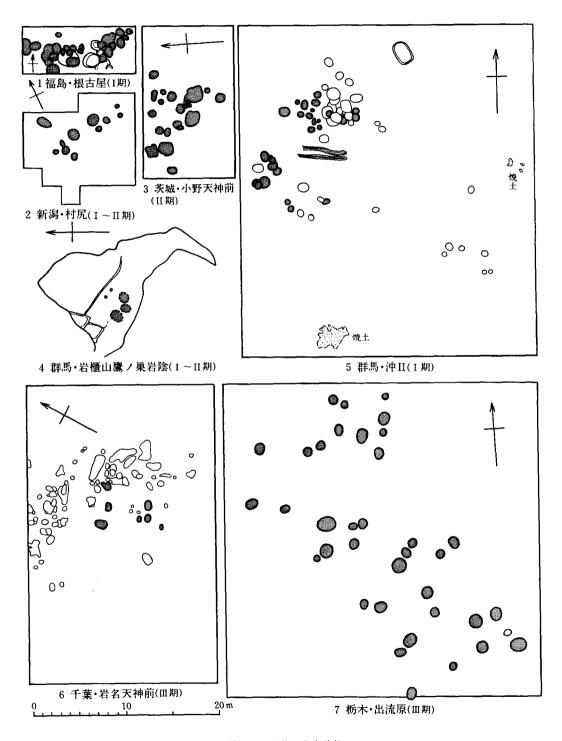


図1 再葬墓の分布状態

実際の遺跡で具体例にあたってみよう。

げてみよう。初葬が土葬であれば、再葬のために遺体を取りだしたあとげてみよう。初葬が土葬で墓穴と同じ地点でおこなわれることもそのない。ただし、初葬と再葬がまったく同じ地点でおこなわれることもあるとすれば、このように単純にはいえないかもしれない。もっともそのるとすれば、このように単純にはいえないかもしれない。もっともそのあらずの墓の数に匹敵するほど初葬時の空になった墓穴の数がなければならずの墓の数に匹敵するほど初葬時の空になった墓穴の数がなければならずのあい。

があり、 とから、 まだ確認されていないことになる。六基の土坑が初葬時の墓穴であっ この付近に再葬墓をもっとも盛んにつくった時期の空になった墓穴は、 で再葬墓をつくり始めた初期の段階に属するのであろう。 も一基の再葬墓が少しずつかかっているから、これらの土坑はこの遺跡 三メートルと長さ一~一・二五メートル、 十分な規模である。のこりの四基は、長さ約一・九メートル、幅約一・ 八六] (図14)。 墓二五基が、 一・五~一・八メートルの大きさをもっており、 島県伊達郡霊山町根古屋遺跡では、 これらのうち二基は再葬墓の下になっており、また他の三基の上に 初葬時の墓穴と推定された。それらは長さ二~二・二メートル、 前者は伸展葬、 これだけでは初葬は一般的に土葬であったとはいえない。 土坑六基のうち二基は底部にベンガラがおいてあったこ 同じ空間に重複する形で分布していた 「梅宮・大竹編 一九 後者は屈葬であれば、墓穴としておかしくはな 河岸段丘上に六基の土坑と再葬 幅〇・八~一メートルの大小 成人を伸展葬するに したがって、 た

> いた。 に比較すると、 があり、焼人骨や土器はこれに添えたものではないか、 らは土坑外から持ち込んだものと推定された。また、 土坑の壁や底面に受熱の痕跡がなく、炭化物もなかったことから、 墓穴の疑いがあるとされている。この土坑内には焼けた人骨があったが に立地し、 〔関・石川ほか 一九八二:一〇四〕。 立しない」と主張し、人骨は完全に消失しているが、 本来一次葬であったのを掘り起こして再び再葬に利用したとの考えは成 呈し、片隅に焼けた人骨の堆積があり、その上に壺と人形土器がのって いう状況である。 (図2) は長さ一七一センチメートル、 しかし、報告者は、「土坑プランや土層・遺物に乱れはない 九~一○基の再葬墓群中に位置するA区4号土坑が初葬時の 初葬の痕跡は同一地点にはほとんど残っていなかったと いずれにせよ、 幅九三センチメートルの 発掘された再葬墓 A 区 12 成人の屈葬 と考えてい 号土 小判形を から の数 体

ろう。 り規模の大きい2号墓は、 大きさは、 墓穴は検出されていない(図1)。 上に立地し、二〇基の再葬墓が発掘されたが、 茨城県那賀郡大宮町小野天神前 再葬の際に掘ったものと考えるのが穏当である。 おそらく二基の再葬墓が重なっているのであ 再葬の壺をいくつか納めた土坑の形と 遺跡 [阿久津 初葬と認定できるような 一九七七〕 は、 なお、 河 岸 段 丘

自然堤防上に立地し、三二×三六メートルの発掘範囲内に土器棺を埋め、それに対して、群馬県藤岡市沖Ⅱ遺跡〔荒巻・若狭ほか 一九八六〕は、

新潟県新発田市村尻

遺跡

[関・石川ほか

一九八二

(図1)は、

台地

上

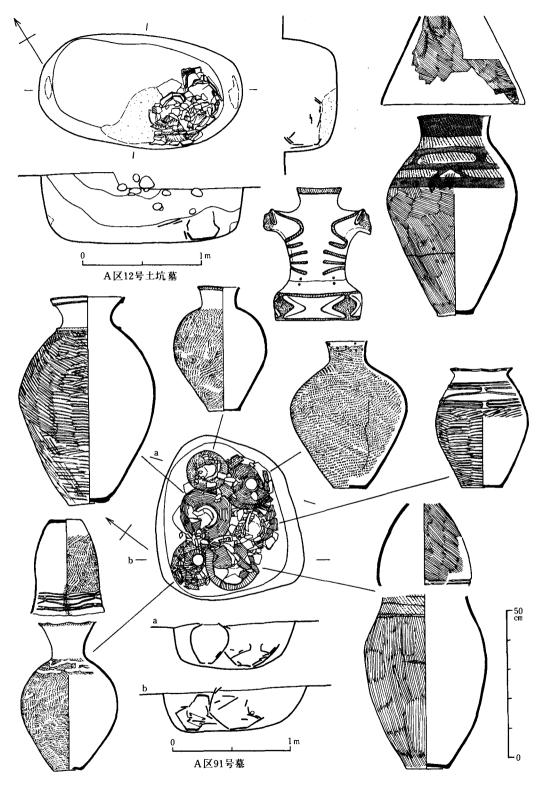


図2 新潟県村尻遺跡A区12号土坑墓と出土土器、A区91号墓と 出土土器 [関・石川ほか 1982から作成]

坑三二基を伴っていた。これらの土坑群は、

間に二本の細い溝をはさん

長方形、

方形などの土

た土坑二七基が土器棺をもたない長円形、円形、

再葬墓、 形跡は示しておらず、 では、 そこで、報告者はこの土坑を「数回の埋葬と、掘り返しという行為が営 この二群から離れてさらに八基ある。土器棺墓と土坑とは、 体を置いたあと、 は深さが二〇センチメートルほどで、 格づけている〔同前:一二四〕。 まれた、仮設的な埋葬施設であり、改葬に伴う一次葬の場である」と性 らである」。下部には、五歳~二○歳代の性別不明の数人分の歯 二○ 点 む様子が観察され、 土の上部は自然堆積であるのに対して、下部は二箇所で鋭角的に落ち込 はバランスはとれている。 で A メートルの弧状に分布し、 ル前後であるのにくらべるとひじょうに浅く、完全な土葬は考えにく 大で二センチメートルほどの骨の小片多数、炭化物を包含していた。 それでも土坑を初葬のためというのであれば、 形県酒田市生石2遺跡 一度掘って埋まった(埋めた?)あと、再度掘り起こしたような 土坑一九基、B群は土器棺墓一一基、土坑五基である。土坑は、 Bの二群に分かれて分布していた(図1・3)。 A群は 土器 棺墓 一 「台石遺構」を伴う骨粉散布からなる。 土を十分にかけなかったと考えざるをえないだろう。 「数回に亘る掘り込み(掘り返し?)が行われたよ 報告者は「性格は不明」としている。また、 それらのうち、 そこから約六メートル離れて、 〔小野 しかしながら、他の土坑は発掘時の所見 一九八七〕は、 土器棺墓の深さが五○センチメー AD-25号土坑(図3)は、 土坑一五基は径 約 沖積地に立地 浅い土坑を掘って遺 壺を納めた土 数において Ļ 土坑、 土坑 __ __ 覆

る。

溝の中に一段深く掘られた土坑に一~二個の壺が直立または横転してお ている池上遺跡と対になる遺跡である。 さ一メートル前後の円ないし楕円形が主体で、深さは五~二五セン 検出された。遺物はそのうちの二基から打製土掘具が出土しただけであ していた。その一方、墳丘墓に接して八基の土坑が検出されている(図4)。 ートルにすぎない。埋土中に礫、 坑八基が五×九メートルのまとまりをもって検出されている。 れる。すなわち、このばあいは、 ら伝来した方形墳丘墓の内部主体として採用されている可能性も考えら と関連づけるならば、この遺跡では関東地方在来の再葬墓が、 ートルで、これらも墓坑の可能性がつよい。そこで、 丘墓群から百メートル余り離れた二区からも円~楕円形の土坑が一七基 一〇~五五センチメートルの楕円~円形である。さらに、一区の方形墳 土坑は長さ○・八~一・三五メートル、 埼玉県熊谷市小敷田遺跡は、 その多くは長さ一・一~一・七メートル、深さ一○~九○センチメ 再葬墓の状況を呈していた。 Ⅲ期後半に属する関東地方最古の方形墳丘(周溝)墓三基を検出、 沖積地に立地し、住居跡と濠が発掘され 初葬は土葬を想定することになる。 墳丘墓の中央主体は削平をうけて消失 土器片、剝片などを含んでいる。 一例のみ二・四メートル、 道路建設に伴う帯状の部分発掘 墳丘墓の溝内埋葬 土坑は長 西日本か

り

ない。 がすべて土葬であったという証拠は、 その骨を取り出して再葬をおこなったと考えられているが、 このように、この時期には、 一般に初葬として土葬をおこない、 まだ十分にあがっているとはいえ 骨化の方法 後に

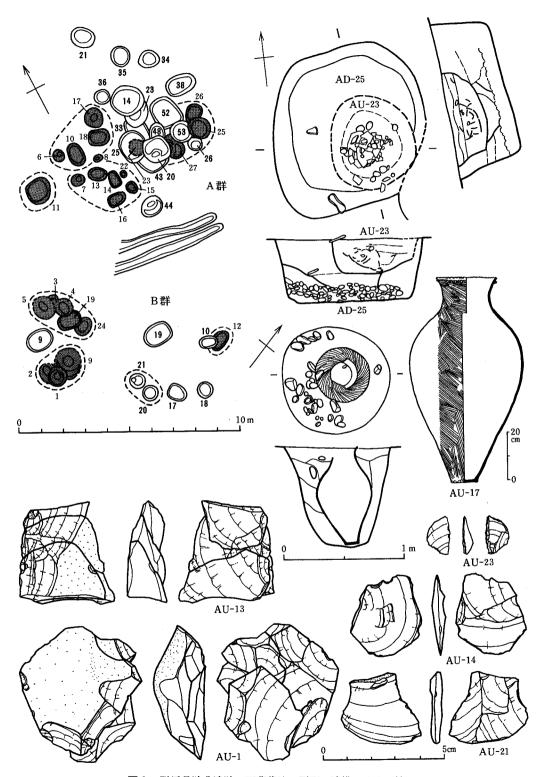


図3 群馬県沖『遺跡の再葬墓地の群別、遺構、出土石核・ 使用痕のある剝片[荒巻・若狭ほか 1986から作成]

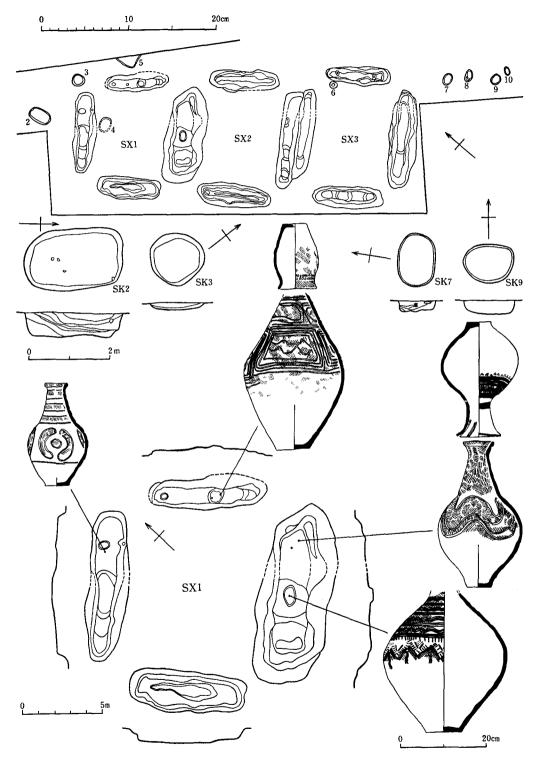


図4 埼玉県小敷田遺跡の方形墳丘墓と土坑、再葬墓 [吉田編 1991から作成]

跡を確認する一方、

鈴木が再葬の習俗の存在を考慮せずに伊川津人の食

一九八四年の伊川津遺跡の発掘で多数の再葬の痕

それに対して私は、

傷は再葬のための解体のあととみなし、また幼児の完全な遺体の埋葬を

人説を提出していたことに疑問を感じた。そこで、

大浦山洞穴の人骨の

縄文晩期の愛知県渥美郡渥美町伊川津貝塚〔鈴木 一九三八〕と同じく、 臓露出?」、大腿骨には「大腿の離断」・「骨髄食?」、脛骨には「下腿の 関節と肘関節を離断」する・「骨髄食?」、骨盤には「下肢の離断」・「内 ときの破砕と同じであるという点にあった(図6)。 先を離断する、 離断」・「骨髄食?」、腓骨には「足関節にて離断」、足骨には中足骨から 「大胸筋をはがす」、肩甲骨には「上肢の離断のため」、上腕 骨に は を取り出す」 首のため」・「頭皮を削ぎけずる」・「耳をそぐ」・「脳を露出させる」・「脳 その根拠は、 た鈴木尚は、この遺跡を、食人の痕跡をのこす遺跡として報告している。 生Ⅳ期(宮ノ台式)・V期の遺跡である〔赤星 一九六七〕。出土人骨を調べ さ六メートル、奥行二〇メートル、 位置する海蝕洞穴である。洞穴は、 [鈴木 一九六六〕・〔鈴木 一九八三:一六一~一六六〕。 大浦山人は人肉食の習俗をもっており、その理由は復讐であると考えた 遺骸を解体する それらが動物を解体したときの切傷または、動物の骨の髄を食べる これらの遺跡から出土した成人人骨のうち、頭骨には 際の切り傷・破損、脊椎骨には「斬首のため」、鎖骨には などの切り傷と螺旋状剝離をもつ人骨の破砕の痕跡を認 神奈川県三浦市大浦山洞穴は、 海に直面し、入口幅八メートル、 断面三角形の洞穴(図5・6)で、 そこで、 三浦半島の先端に 鈴木は、 「肩 斬 高 弥

は、

なく遺骸の解体にとりかかり、さらには骨から肉を切り離し、れを単なる食人のあとではなく、再葬制の一過程と考えれば、

して、その骨をまた割っていることになる。そうであれば、このばあ

初葬として土葬や曝葬などをしなかった可能性があろう。

肉が完全についているときに解体したということである。すなわち、

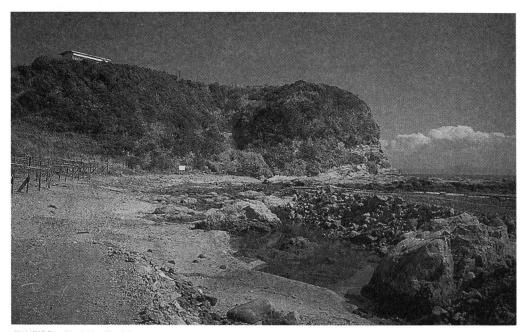
骨だけに

_ _ _ _ _ すなわち、獣骨と人骨の傷がまったく同じだとすれば、これらの人体は 自然として反対した〔春成 一九八六:一四六~一四七〕・〔春成 一九八八:四 おこなっていた事実から、 しかし、 鈴木の食人説の根拠から重要な事実を引き出すことができる。 復讐を目的とする食人をしたと考えるのは不

ではなく、おそらく弥生I~Ⅱ期であろう。遺骨に解体用の傷がついて 断すると、 その時期は、抜歯習俗の盛行、オオツタノハ製の貝輪の伴出などから判 場に、選骨後の人骨(後述)を取り残した遺跡なのであろう。 館山市安房神社洞穴〔大場 一九三三〕・〔小金井 一九三三〕も、 物による多数の切傷がのこっていた〔笹川ほか 一九八三:九八・一〇一〕 層中から廃棄した状態で出土した頭蓋骨・下顎骨や四肢骨にも、 〔外山ほか 一九八九:一〇~一一〕・〔春成一九九一:九三・九五〕。 いる例は、根古屋遺跡出土の大腿骨と手指の中節骨にもある〔馬場ほ 九八六b:一一八~一一九〕。 抜歯した人骨片を二○体分以上出土したことで古くから有名な千葉県 かつていわれたような古墳時代までくだる新しい時期のもの また、 新潟県西蒲原郡黒埼町緒立遺跡の砂 遺骸解体 そして、

そこで想い起こすことは、群馬県吾妻郡吾妻町岩櫃山鷹ノ巣岩陰、藤

55



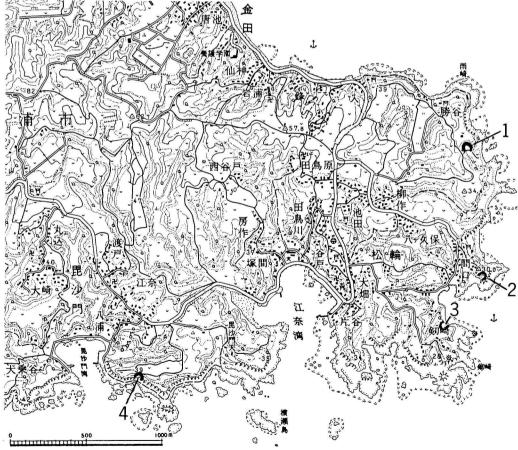


図5 神奈川県大浦山洞穴の遠景 [横須賀考古学会編 1984写真] と三浦半島 先端部の洞穴遺跡の立地(1 雨崎、2 大浦山、3 間口、4 毘沙門)

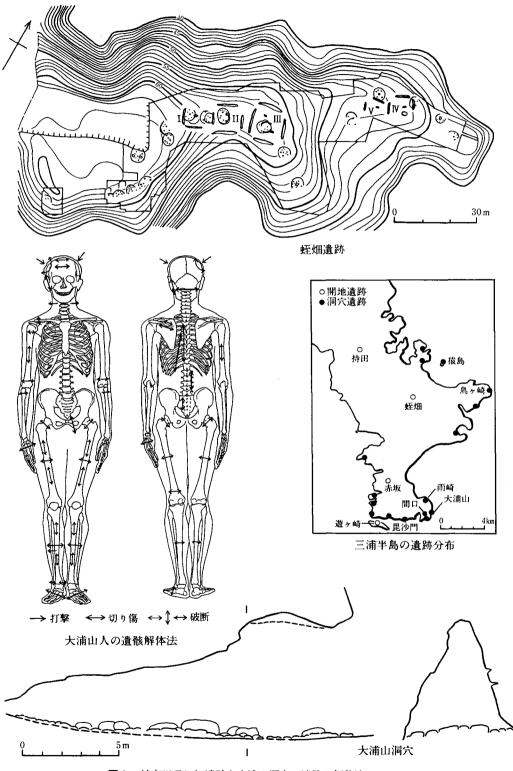


図6 神奈川県蛭畑遺跡と大浦山洞穴、遺骸の解体法 [浅川ほか 1987]・[鈴木 1983]・[横須賀考古学会編 1984から作成]

土の らかの細部調整が加えられている」例、 所にのこされている以上、これらの剝片は埋葬との関連で作り使ったと 単なる土坑四九基のらち石核・剝片を伴ったものが一九基あり、 跡でみると、 遺跡などから、 ている」例などがある (図3)。 る剝離がみられる」「スクレイパーとも思われる」例、 みるのが妥当であろう。沖Ⅱ遺跡出土の剝片には、 で剝片を作ったことを明らかに示している。 互いに接合するものがあり(AU―1、AU―13、AU―21)、遺跡付近 からの出土数は一~六個であった。 石核が出土している事実である。 洞穴出土の碧玉製剝片に刃こぼれが生じているのを観察したことがある。 土の「一端に刃潰し状の細かい調整が残されている」例、AU―23号墓出 するところにあったと解釈することができるかもしれない。 八束脛洞穴から出土している太型蛤刃の磨製石斧の用途も、 のではないだろうか〔春成 一九八六:一二一〕。このように考えるならば、 大浦山洞穴では、 「刃潰し状の細かい剝離調整が施される」例、 市沖耳、 これらは、 断 面三角形を呈し、 福島県会津若松市南御山、 土器棺を埋めた土坑二七基のうち剝片を伴ったものが八基 指の切断に始まる(後述) チャート・黒曜石・安山岩・娺灰岩・碧玉などの剝片や 成人の遺体さらに遺骨を徹底的に破壊している一方、 側面に表裏両面からの剝離調整が加えられ 私も、 出土遺構との関係がよくわかる沖Ⅱ遺 なかには石核と剝片、 月夜野町歴史民俗資料館で八束脛 群馬県利根郡月夜野町八束脛洞穴 「一側面に細かい調整と思 遺骸の解体用のナイフであった 通常の生活の場ではない場 AU-21号墓出土の AU―14号墓出土の AU-22号墓 剝片と剝片が とりあえず 遺体を解体 一遺構 わ 何 出 ħ

> にも、 見られた。 が、 八六:五六〕・〔石川 一九八七:一五〇〕、「壺棺埋置に先立ついずれ 生活で使っていた容器を棺に転用したからだと解釈されたり〔大竹 の付着が認められた。また、 壺・甕のうち六○個 幼児の遺体は別扱いしていた事実を確認して前へ進もう。 は壺も煮沸具として使うことがあった [佐藤 一九八五] のは確かである 被葬者が生前愛用していた壺も含まれていたかもしれない。この時期 甕のなかには、 確かに、福島県下谷ケ地平C遺跡の住居址など生活遺跡から出土する壺 点で火熱を用いる祭儀行為」と想定されている〔石川 一九八九:一八〕。 したり、漆状の樹脂で接合した例も少なくない。これらの現象は、 けたあと補修した確実な例が知られているから、 活で使っていたものを転用したこともあったのかもしれない。 遺体を煮る? 村尻遺跡でも三四個の土器のうち一七個(うち壺は一〇個) 村尻遺跡出土の人形土器のように、再葬用に作った土器で、 炭化物の付着が顕著な例があるし〔芳賀 一九八六〕、再葬用の壺 なかには、 底部が使用によって磨滅している例もあるから、 再葬に使った土器は、 (うち壺は四一個) 加熱によるヒビ割れを、 一一個の壺には器面の小剝離(ハジケ) の内外面に炭化物が付着して 根古屋 穿孔して紐で縛って補修 再葬墓出土の壺や甕が 遺跡で は 九四 なかには 火をら 日常生 にスス の 日常 個

九

K て観察すると、 では、 黒々とその痕跡をとどめているばあいがある。 甕や壺は何を煮沸するのに使ったのであろうか。 ススが付いたのは埋葬する寸前のことであったかのよう 埋葬と直接関連のあ 実物にあたっ うけた火熱は、

基本的に再葬と関連づけて説明すべきであろう。

お 。 の

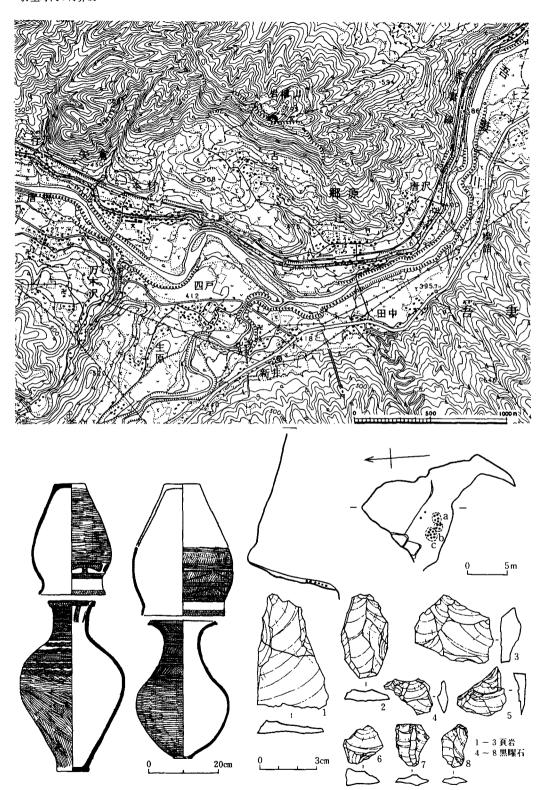


図7 群馬県岩櫃山鷹ノ巣岩陰遺跡の立地、b群土器、出土剝片 [杉原 1967から作成]

るものを煮たと考えたいところである。

位端を欠く脛骨片(長さ一九・三センチメートル、近位端の太さ三・五 などの脂肪酸分析による証明はまだできていないが、私は、甕や壺で煮 ばあいだと、 骨から肉を掻き落として骨だけにしたものでなければならない。 となると、それ以前に骨から肉を完全に落としていたと考えざるをえな メートル)。その骨を土器に納める時は骨だけになっていたのであろう。 頸部の内径は七・二センチメートルにすぎない(深さは三八・八センチ ×二・一センチメートル)が出土したが、壺の口のもっとも細くなった 肉のついた大きな骨を壺にいれて煮るには、 になる近位端と遠位端の関節部を打ち欠いたものかもしれない。ただし、 のこっていた人骨は、 たのは、人肉であった可能性も推定する。岩名天神前遺跡の壺の内部に ばあいには甕を使ったことになろう。 い。それは、 千葉県佐倉市岩名天神前遺跡1号墓の1号壺のなかから、 一次的に土葬しておいて骨化したものか、そうでなければ 肉は時間をかけて煮たほうが骨から剝がしやすい。付着物 遺体を解体し、煮た場所で、 頸部が細すぎるから、その 壺に納める際に邪魔 近位端と遠 後者の

遺体を焼く この時期の再葬は、しばしば火葬を伴っているのが特

トル)の内部のほぼ全面にわたって焼骨の細片多数が散乱している。所部のD洞(幅一二・六メートル、奥行五・二メートル、高さ三・七メー結擬灰岩の岩山の頂上近くの崖面に縦に四箇所あいた洞穴のうち、最上群馬県八束脛洞穴は、石尊山(標高七四五メートル)から派生した溶徴的である。

もとに、この遺跡では再葬は焼骨を土葬または散布する形態と推定して にも少なすぎる。つまり、 人分以上と推定される人骨を収納するための土器の数としては、 属時期を示す土器 らが、このばあいも別な解釈が可能なことは後述するとおりである。 い する際に、人骨を散布する葬法(散骨、散葬)は確実には知られていな いる〔宮崎ほか 一九八五:一〇三〕。しかし、この時期の関東地方で 再葬 かでない。そこで、報告者は、この洞穴が再葬の場であるという前提の 類似する例は神奈川県三浦半島の大浦山洞穴や間口洞穴遺跡であろ (Ⅲ期、 須和田式)は小破片こそ出土しているが、 ここでは、 人骨を納めた土器棺の存在は明ら あまり 三四

葬したのち遺体を掘り出し、火葬したことになる。すなわち、初葬と再るから、それらを再葬墓と同じ時期のものとすれば、土坑にいったん埋ことを示唆している。しかし一方、人骨のない土坑が六基発見されてい(図14)。その層は、再葬墓をおおっており、近辺に火葬の場が存在したトル以上の範囲に、厚さ一〇~一五センチメートルの層を形成していた

福島県根古屋遺跡では、火をらけた人骨の小破片多数が約二×二メー

かったことになろう。 骨を焼くときは骨に有機質はのこっているが、肉はほとんどついていな遺体は煮る過程と焼く過程を経ていると考えるほかない。とすれば、人された人骨もすべて焼かれて細片になっている。したがって、ここではところが、根古屋遺跡のばあいは、壺にススが付いている一方、再葬

葬の場が重複している例ということになる。

新潟県村尻遺跡では、前述のA区12号土坑墓は、底の片隅に、七六×

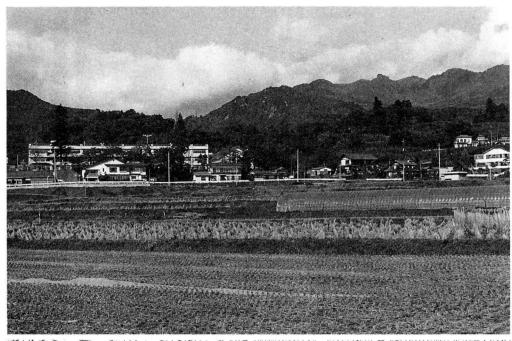




図8 群馬県八束脛洞穴の立地(写真では中央の大きな露岩の上部)

あった(図2)。四四センチメートル、厚さ一三センチメートルの焼けた人骨片の堆積が

にれらの遺跡ではすべての人が火葬の対象になったと考えてよい。 から成人熟年までを含んでいる。八束脛洞穴では、抜歯の4I系八例、 2C系八例の存在が確認されたが、その下顎骨はすべて焼けている。根 2C系八例の存在が確認されたが、その下顎骨はすべて焼けている。根 3。すなわち、抜歯は4I系九例、2C系一四例とまとめることができ る。すなわち、抜歯は4I系九例、2C系一四例とまとめることができ る。すなわち、抜歯の二系列とも一定量並存する〔春成一九八七:八○〕。こ の時期のこの地方では再葬以外には他に葬法は知られていないから、こ れらの遺跡から出土した人骨は、性は男女を含み、年齢的には幼児

つは、人骨を徹底的に破壊することにあったのではなかろうか。 ところで、洞穴に焼骨が散布する八束脛遺跡といい、壺の中やその周間にわたって人骨を焼きつづけた結果にほかならない。 西した状態の骨ではなく、軟部が付着した骨を、摂氏九○○度以上の高温で長時間熱しつづけないと、このような変化は生じない、とい上の高温で長時間熱しつづけないと、このような変化は生じない、とい上の高温で長時間熱しつづけないと、このような変化は生じない、とい上の高温で長時間熱しつづけないと、このような変化は生じない、とい上の高温で長時間熱しつづけないと、このような変化は生じない、といけに対して、大量の情ではなり、東部が大量の構造して長時間にわたって人骨を焼きつづけた結果にほかならない。 加熱の目的の一切は、人骨を徹底的に破壊することにあったのではなかろうか。

けてつくった装身具が検出されていることである(表2)。 月明沢洞穴〔西沢ほか 一九七八〕の諸遺跡から人の歯や指の骨に 孔をあ 山ほか 一九八九〕、埼玉県わらび沢洞穴〔吉田町教委編 一九八二〕、 すべきは、群馬県八東脛洞穴〔宮崎ほか 一九八五〕・〔外山ほか 一九八九〕、 が少なく、取り外しまたは切断がもっとも容易な部位である。 根骨は用いていない (図11)。 基節骨、 でいるが (図10)、 なっているのは、緒立遺跡では頭蓋骨、下顎骨、 福島県根古屋 〔馬場ほか 一九八六〕、新潟県緒立 〔笹川ほか 一九八三〕・〔外 部分といってよい。 いずれも小さな管状の骨であるから、 歯や指骨を抜き取る 手足の骨は、 中節骨だけあって、 長い管状を呈する中手骨、基節骨、 他の遺跡では歯と手足の指骨だけである(図9)。 この時期の再葬の意味を探るうえで特に注目 すなわち、身体の末端に位置し、 短い末節骨や小さな塊状をした手根骨や足 装身具にするにはもっとも適した 四肢骨、 中節骨と中足骨、 加工の対象と 肋骨まで及ん 肉の付着 長野県

では加工品は、手の基節骨と中節骨だけであって、中手骨は二九点、中跡を細かく比較すると、選択した骨に差異があることがわかる。八束脛手足の指骨でつくった装身具を多出した八束脛、緒立、根古屋の三遺

ではない。

秋田県生石2遺跡では、

一五基の土坑群に囲まれるように二、

再葬制をとっているすべての集団が火葬を採用しているわけ

三〇センチメー

トル大の「台石」と円礫からなる「台石遺構」三基がの

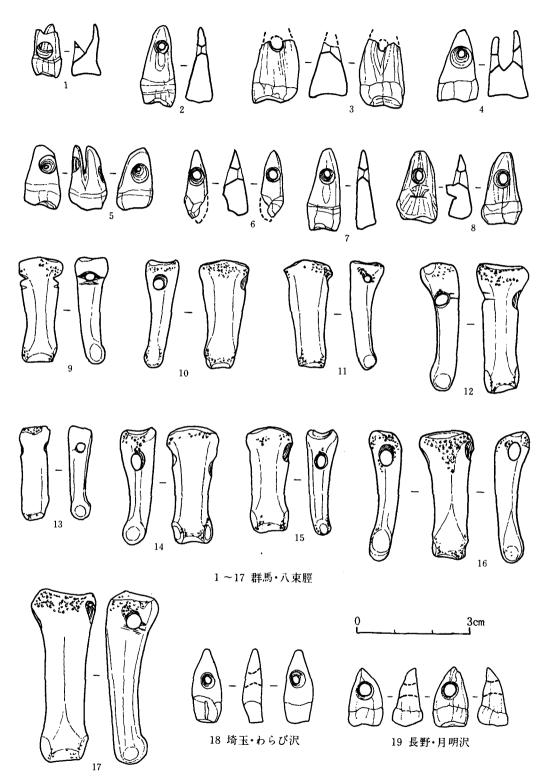


図9 群馬県八東脛洞穴、埼玉県わらび沢洞穴、長野県月明沢洞穴出土の人歯・ 骨製装身具[外山ほか 1989]・[吉田町教委編 1982]・[西沢ほか 1978]

1993,	,
上。	
I 2	
<u> </u>	
P 1 P 2	
P²	
P ² M ¹	
M ²	
 M³	
下C	
Pı	
F 1	
P2	
M ₁	
P ₂ M ₁ M ₂ M ₃	
P ₁ P ₂ M ₁ M ₂ M ₃	
不明	
頭骨	
下顎	
骨	
四肢	
倡	
中手骨其	
骨	
益 節	
骨中	
節	
骨	
中手骨基節骨中節骨中足骨	
帰し	

福島県根古屋	新潟県緒立	埼玉県わらび沢	長野県月明沢	群馬県有笠山	群馬県八東脛	
_	!	八十	_		_	上了。
1	1	_	1		1	С
1	1	1	1		=	P1
_	-	I			1	P²
1	l	1	1	-	1	M¹
1			1			M^2
二	1	ı	_		1	M³
ī	1	1			ī	下C
1	1	1	1			Pı
1		Ī			ı	P2
-					=	M ₁
-	İ	I	1		_	M ₂
1	1	1	1		1	M ₃
=	1	1	1	歯	1	不明
1	七	1		1	l	頭骨
[三	1	ı			下顎骨
		I	1		1	四肢骨
	=	1	1	指骨	1	中手骨
1	1	-	ı		四	基節骨
	<u>e</u>		1		六	中節骨
	_	1]		1	中足骨
五		1	1			基節骨
	[1			中節骨
=	九	_	_		八	合計

可能性があろう。 そして歯だけへの移行を考えることができる。 る 遺跡では近位端と遠位端があり、根古屋遺跡では今度は遠位端だけであ 孔の位置は八束脛洞穴では指骨の近位端ばかりであるのに対して、 おそらく手は中手骨から中節骨、 節骨の加工品はまだ見いだされていない。根古屋遺跡では、 なかった。 足骨は一五点同定されたが、それらのなかには加工品は一点も含んでい の習俗は、 差なりがあったのであろう。後者だとすれば、 する人骨の部位にも、 た例は緒立遺跡からのみ出土している。 〔外山ほか 一九八九:一四〕。また、頭蓋骨・下顎骨・四肢骨に 穿孔し 新潟・福島付近で成立し、群馬・長野・埼玉方面へ広がった 緒立遺跡では加工品は、 穿孔の位置にも、 足は基節骨と中節骨である。また、 中手骨と中足骨だけで、 おそらく若干の集団差なり年代 こうしてみると、装身具に加工 そう考えてよければ、 頭・手足から歯・手足、 加工品は、 基節骨、 緒立 ے 穿 中

なっている。 この時期には抜歯の風習がさかんであって、 ところが、 装身具に加工した歯の種類は、 切歯・犬歯がその対象と 小臼歯·大臼歯

> がって、これらの歯が死後の抜歯によって得たものであることはまちが であって、 たがって、一部の歯や手足の指骨を抜きだす行為が、人骨を加熱し破壊 具にしたあと遺体とともに二次的に焼いたものと解釈して誤りない。 火もうけていない。火をうけていたにしても軽度であって、 いない。これらの装身具は、 する前にあったのである。 抜歯する歯より遠心側に位置するいわゆる奥歯である。 他の骨のようには破壊をうけていないし、 それは装身 した

の指骨は、 穿孔して装身具にしたと考えたほうがよい。 のだと解釈している [馬場ほか 一九八六日:一一八~一一九]。しかし、 うとした」際についたもので、「遺体の軟部が残っている 状態」であっ 側方向の細い傷を多数見いだした馬場悠男らは、 ていない指骨が出土し、 たために切断する位置を誤り、 根古屋遺跡から出土した手の中節骨(図11)の、 切り離されなかったのではなく、 なかには再葬の壺のなかから見いだされた例も 離断できなかったために穿孔しなかった 同遺跡からは他にも加工し おそらく、 それが 遠位背と腹側面 基節骨のほうを 「指を切り離そ に内外

でなく、三歳ぐらいの幼児まで含んでいるが、性は不明である。また、あった。指骨を抜く対象は、年齢的には、壮年から熟年までの成人だけ

死者のすべてから抜いたか否かも問題である。

装品ということにかわりはない。耳飾りとして使用したとすれば、 を抜いたと考えたほうがよい。したがって、これらは頸飾りとして使用 孔された歯も、 ほうがつよいと思う。 土している管玉と組み合わせて、 と同じことが考えられるが、八束脛洞穴や出流原、 なるし、一本の緒に一、二個だけ通したとしても、やはり一部の人の着 したと仮定すれば、一本の緒に多数を通せば、ごく一部の人の佩用品と 位置の歯と指骨を抜いたというわけではなく、むしろ一部の人の歯・骨 れたのは、 中足骨が一七個(右一〇、左七)同定されたが、そのうち加工が確認さ ○体分以上の人骨が出土し、第一中手骨が一二個(右八、左四)、 も高い比率ではあろうが、かといって五○%を超えるとは思えない。穿 破片は孔から外れた位置も含んでいるであろうから、全体の一○%より れたが、それは同じ部位と鑑定された九九破片のうちである。この九九 人骨が出土し、そのなかから手の指骨に穿孔した装身具が一○点検出さ 人歯・骨製の装身具の発見数は少ない。八束脛洞穴では三四体分以上の 八束脛洞穴にせよ根古屋遺跡にせよ、出土人骨の個体数に較べると、 前者が一個、後者が皆無であったから、すべての人から同じ 四七本のなかの八本なのである。根古屋遺跡でも、一〇 やはり頸飾りとして佩用した可能性の 女方遺跡などから出 後者 第一

緒立遺跡出土の下顎骨穿孔例二点は、大阪市森の宮遺跡出土の下顎骨

[春成 一九九一:九一~九三〕が、ごく一部の死者の下顎骨を、ごく一部のを連想させる。これらは、おそらく腕飾りとして使用したので あろうって紐で結びとめるようにした弥生I期の例 [寺門ほか 一九七八:一七〇]って紐で結びとめるようにした弥生I期の例 [寺門ほか 一九七八:一七〇]

遺族が身につけたものと考えるほかない。

の有無、 個一基、 ける習俗が、管玉を着けるように変化したが、 は踏襲したとみるべきであろうか。 人あたり着けている管玉の数が少なすぎる。これは、人歯・骨を身に着 かもそのなかでまた多寡の差をつけている。 基のうち管玉を伴ったものは一五基、そのうち八個一基、 同じことは、管玉についてもいえる。栃木県出流原遺跡の再葬墓三七 個数に差が認められる。やはり一部の者が管玉を身に着け、 四個一基、三個二基、二個五基、 一個四基というように、 しかし、それにしても、 少数着装という原則だけ 七個一基、 管玉 五.

こっていたから、 土したが、 なろう。根古屋遺跡のばあいは、 にのこされたか、そうでなければ、 て僅かということになる。 壺または甕のなかに骨が遺存していた例は、表3のとおりである。 び出された。そして、それは一ないし数個の壺または甕に容れられ こうしてみると、土器に容れて最終的に再葬した人骨の量は、きわめ 選骨する 他に人骨の包含層中に約四二キログラムもの大量の人骨がの 遺体はなんらかの方法で骨化されたあと、一部の骨が選 この場所で選骨と再葬をおこなったことは確かである。 したがって、 再葬墓から約三キログラムの人骨が出 なんらかの方法で処理されたことに のこりの大量の人骨は選骨の場

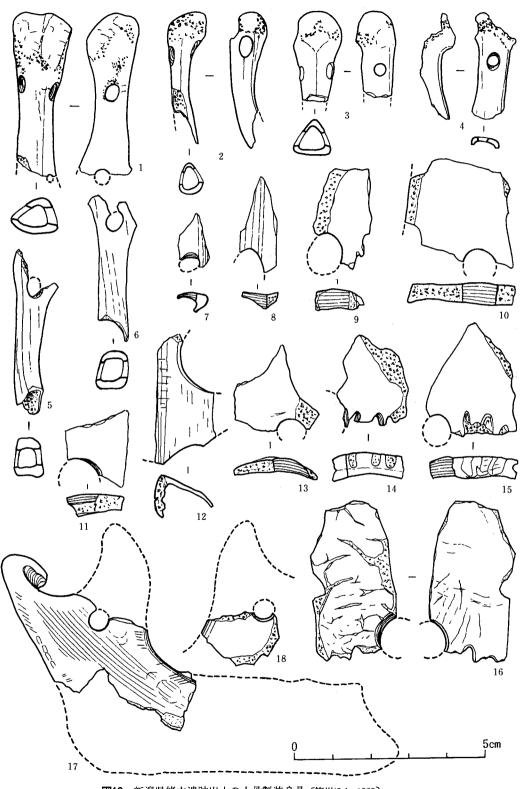


図10 新潟県緒立遺跡出土の人骨製装身具[笹川ほか 1983]・ [外山ほか 1989]・[春成 1991]

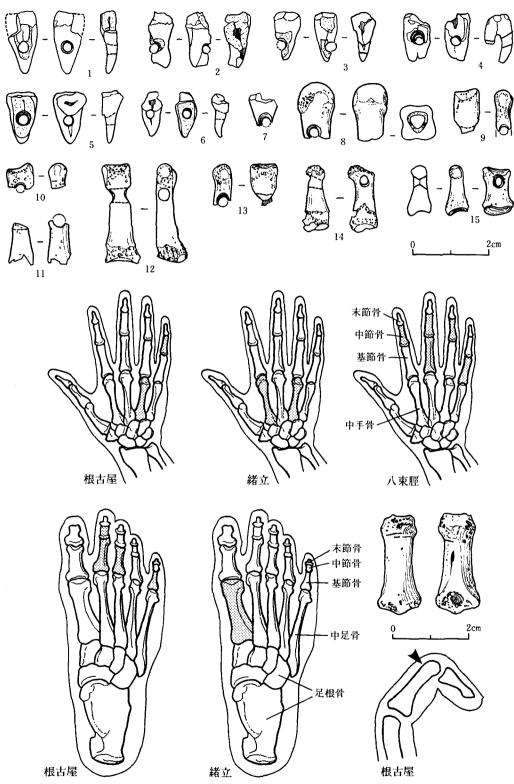


図11 福島県根古屋遺跡の人歯・骨製装身具 [馬場ほか 1986 b] と 諸遺跡での手・足の骨の利用部位

再葬墓の人骨遺存例(一部

千葉県岩名天神前遺跡〔杉原・大塚 一九七四〕、弥生■期 壺二個(+2号壺の蓋にした壺破片一個)のうち 1号壺内に左脛骨(男性、成人)

2号壺内に前頭骨の一部、左右膝蓋骨、左尺骨(女性、成人)

2号墓 壺八個のうち、

2号壺内に頭骨片(性不明、

4号壺内に多量の骨粉

5号壺内に右上腕骨、右脛骨片 (男性、成人)

3 号墓 壺二個(+2号壺の蓋にした甕破片一個)

4号墓 甕一個のうち、 2号壺内に骨片

1号甕内に骨片

5号墓 壺一個(+1号壺の蓋にした壺破片一個)のうち、

1号壺内に骨片

7号墓 壺一個(1号壺の蓋にした壺破片一個)のうち、

1号壺内に寛骨片

1号墓 2号壺内に歯九個(上左11、下右21、22、埼玉県上敷面遺跡〔蛭間ほか 一九七八〕、弥生Ⅲ期 M₁ M₂

Мз

左 I、2 P₂

2号墓 4号壺内に上腕骨か橈骨または尺骨か腓骨片 (性不明、成人) 5号壺内に四肢骨片、歯五個(上右1、1、M、下左1、右M1

茨城県殿内遺跡 〔杉原ほか 一九六九〕、弥生―期

8号墓

1 号墓 壺内に軀幹骨、中手骨・一一の一でであった。一個(下左M)(性不明、二○歳前後)

前後) 筒形土器内に頭蓋骨片、下顎骨片、歯一個 (上左1)(男性、

壺内に歯二個(上左が、下左Ⅰ)(性不明、二○歳代

10号墓 壺内に歯七個(上左パ、 M、右P、M、M、下左M、M、下左Mt

M)(女性、三〇歳前後)

栃木県出流原遺跡〔杉原 一九八一〕、 弥生■期

7号墓 壺五個のうち、

4号壺内に人骨片

11 号墓 壺一一個のうち、

10号壺内に下右M3、 下 左 M, M₂ M_3

11号壺内に人骨片

20号墓 壺四個のうち、

墓坑内に焼人骨片、二次的散乱か

26 号墓 壺破片一個、墓坑内に人骨片、二次的散乱か

福島県牡丹平遺跡〔小片ほか調査〕、弥生ー期

福島県根古屋遺跡〔馬場ほか 一九八六a〕、弥生ー期

骨、橈骨、尺骨、中手骨一個、基節骨一個、大腿骨、右脛骨、右腓骨 壺内に頭蓋骨の一部、下顎骨、頸椎・胸椎・腰椎・肋骨の一部、鎖骨、

上腕

1号墓 2号棺(壺)内に頭骨片二個、一センチメートル大、○・四グラム 4号棺(壺)内に左脛骨片、長管骨片三個、八グラム

2号墓 1号棺(壺)内に頭骨片三○余個、四肢骨片一○○個以上、三○七

3号墓 2号室内に橈骨片・尺骨片など四肢骨片四個、不明骨片五個、八グ グラム

3号壺内に頭骨片約二○個、椎骨片、大腿骨二個、 ラム 腓骨片三個など

4号壺内に頭骨片三個、四肢骨片一○余個、一三グラム

四肢骨片二〇個余、一二〇グラム

5号壺内に頭骨片二個、上腕骨・脛骨など四肢骨片一○余個、一九

グラム

5号墓 6号墓 4 号墓 二号棺(深鉢)内に頭骨片三○個、環椎など椎骨片四個、肋骨片一 1号壺内に頭蓋骨片・下顎骨片八個、椎骨など二○個、一二グラム 1号棺(甕)内に頭骨片三個、不明骨片二○個、一八グラム

○個、右第一中足骨、足の第一基節骨、長管骨片多数、一八五グラ

3号棺内に頭蓋骨・下顎骨など頭骨片一○個、椎骨片、四肢骨片一 ○個、八五グラム

7号墓 1号壺内に頭骨片数個、その他二○個、二八グラム

など一○○個以上、九四グラム 5号壺内に頭骨片約一○個、胸椎椎体片、寛骨片、左第一中手骨片

8号墓 1号棺(甕)内に頭蓋冠片二・五センチメートル大一個、二グラム 2号棺内に下顎骨三個体分など頭骨片九個、 その他二〇余個、七三

グラム、五歳前後一、性不明成人二

1号棺(鉢)内に長骨片四個、不明二個、七グラム (土器は小破片

2号棺内に頭骨片三個、その他七個、四グラム 2号壺内に前頭骨片一個、その他一○個、一七グラム

1号壺内に四肢骨片十数個、一六グラム

13号墓 5号棺内に頭骨片二個、四グラム 三グラム

2号壺内に頭骨片五個、上下顎骨片数個、手足の骨片五個、 五八グ

15 号墓 14号墓 1号壺内に頭骨片 | ○個、舟状骨 | 個、中手骨 | 個、手基節骨 | 個 足基節骨一個、 坐骨片・大腿骨片など約一○個、六四グラム

ど十余個、三五グラム 5号壺内に頭骨片六個、上下顎骨片、上腕骨片、尺骨片、脛骨片な 4号壺内に頭骨片一個、腓骨片など四個、一二グラム

6号壺内に頭骨片など四個、七グラム

16号墓 1号壺内に四肢骨片数個、三グラム

3号壺内に頭骨片二個、ほか二○個、一四グラム 2号壺内に頭骨片六個、鎖骨片、脛骨片など五○個、三七グラム

4号壺内に全身各部片二百余個、二一四グラム、五歳位一、少年一、

5号壺内に頭骨片数個、 胸骨片、 大腿骨片、脛骨片など二〇個、 Ξ

6号壺内に頭骨片四個、 寛骨片、腓骨片、手中節骨片など二十余個、

19号墓 1号壺内に頭骨片数個、手舟状骨片など数十個、二○グラム

3号壺内に頭骨片一四個、下顎骨片など全身各部片三十余個、 2号壺内に大腿骨片など二個、 二グラム $\overline{\circ}$

4号棺(壺または甕)内に全身各部片百余個、小児一、成人一 八グラム

5号棺(甕)付近に頰骨片など全身各部片百余個、三七○グラム、 男一、女か少年一

20 号墓 1号棺内に尺骨片一個、一○グラム、女性一(1号土器は蓋として

21 号墓 1号壺内に頭骨片十個未満をはじめ全身各部片数十個、一二六グラ 使った鉢であるから、身は2、3、4号土器のいずれか ム、少年か女性一

ら使われた場所であって、壺棺に再葬した墓地がおそらく山の麓の平 八東脛洞穴は、おそらく遺骸の解体、 選骨、 残余の骨の処分にもっぱ

地

のどこかに埋もれているのであろう。

人骨は、 なお、 生の状態だと貝塚や石灰岩地帯でないとのこりにくい。 再葬墓とはいうものの、再葬墓から人骨が出土した例は少ない。 それに

骨が遺存していた例が少ない理由は、焼いて炭化した人骨が少なかった 対して、人骨は焼いて炭化すればよくのこる。したがって、再葬墓に人

ために、消滅したと考えるのが自然である。すなわち、再葬されたのは

生骨が多かったことを暗示しているのであろう。そして、

初葬時の墓穴

る状態で解体したと判断できる例があることから推定すると、 がつねに見いだされるのではないこと、遺体の軟部が十分にのこってい

葬の過程を経ていないばあいも存在したのであろう。

いのに気づく。また、根古屋遺跡の焼骨の包含層のばあいも ところで、表3の人骨の遺存例を通覧すると、特定の骨への偏りがな 同様 に頭

ないほど小破片化していることとも無関係ではないのであろう。いったものではなかったようである。これは、骨がすでに原形をとどめ部を埋葬すればそれでよいのであって、特定の骨でなければならないと骨・四肢骨からすべての部位にわたっている。おそらく人骨のどこか一

埋葬まで、 K にとりはからっている可能性」があると考え、「さらに同族間で墓地 跡が少なくないこともわかる」と説明する 土器に納骨する時点がそれぞれ異なり、 なった土器製作技術の伝統を持つ複数集団が、この二次埋葬を行う集団 須藤隆は、 形成していること」を特徴として 挙げる〔工楽 一九七〇:三五~三六〕。 楽善通は「一つの墓穴で、家族および近親者の改葬を、同じ時点でとも レが土器の上の差異となったのか、 るたびに納骨土器は増えていく。そして、やがてその構成員が死に絶え 九〕。工楽から教示をうけた田中琢も、「最初の死者から順に遺体を骨 括して埋設されるため、それ程大きな時間差ではないにしろ、そのズ 『間的な型式差が存在する例があることが注意されている。そこで、 時的にせよ包括される結果、多様性が生じたと理解されるべきか、 |棺を土坑に埋める まとめて土中に埋めたのだ。この最初の納骨から最後の一括の 一人分を一個の土器に納め、 土坑内に一括埋められた土器が多様である点について、 納骨土器を保管するのだから、 いくつかの可能性が考えられる」という〔須藤 一九七九:一 再葬墓では、 あるいは両方の要因がからみあって ひとまず保管しておく。 一基の土坑に埋められた土器に 集積された納骨土器が最終的に 納骨土器に破損を修理した痕 田中 一九九一:一一四~一一 死者がで 「異 エ を

「いずれの墓坑内においても収納土器の編年に落差があること から一つ と述べている〔須藤ほか編 一九八四:六九〕。 再検討した設楽博己は、 でのきわめて新しい段階の土器」と評価している 〔梅宮・大竹編 一九八 の再葬墓が形成された墓坑にさらに追葬が行なわれたことも考えられ 存在する土器群を一土坑に埋納した例について、 れる土器がかなりの時間的な幅の中で集積されたことを示唆している」 らかでない。 それとも一人分の骨を数個の土器に分けて納めることがあったのか、 であるために、 期に蓋をしたとも考えらる。 ことであれば、 して挙げた8号墓の土器群に共伴した鉢形土器(5号)も、 九一:二二六~二一七]、 坑に新しい土器が混じる傾向」があることを指摘している が〔設楽 一九 たものであるから、その帰属はやや不安定である。根古屋遺跡の土器を 六:八八〕。しかし、 る」といい、1号墓の4号土器、6号墓の2号土器を「供献された状況 (大洞A式)と4~7号土器(大洞A式)を例にあげて、「一括 須藤はその後、 この問題は再葬の本質に直結するので、 地表に露出して蓋が失われていた棺(7号)に、 一個の壺に一人分の骨をいれるのが原則であったのか、 福島県会津若松市墓料遺跡の8号墓出土の 6号墓2号土器は小型の鉢で、 そのことを強調はしていない。 根古屋遺跡では「多数の土器を一括埋納した土 人骨を遺存した壺が一括出土した事例が 福島県根古屋遺跡の時期差が 報告者の大竹憲治は、 墓坑の上から出土し 今後とも、 設楽がその これだけの 8 号 埋 後の時 人骨を 納 土 z 器 明

伴う資料の詳細な分析をまって検討すべき重要な課題である。

芯。

ていたと考えられるのである。 の骨にとどまるのは、 ったことは確かであろう。 重視するならば、 る可能性がある。 していた骨が特定の部位に限定されていないにもかかわらず、ごく一部 当たるということはあってもよいのではないか。そして、壺棺内に遺存 ければならないとまで考える必要はないが、ある人物がもっぱらそれに する専門家がいたのではないだろうか。その人物がその集団の首長でな 事していた男性であったことは、まちがいあるまい。 六一~一六六〕。その解体者が、狩猟をおこない獲物を解体する仕事に従 と一致することを人肉食の根拠として強調している〔鈴木 一九八三:一 遺骸の解体者 人の遺骸を巧みに解体し、 再葬の諸過程、 司祭者なり呪術師なりによって再葬の過程は管掌され 鈴木尚は、 なんらかの手続きを経てごく一部の骨を選んでい しかしながら、 大浦山人骨の解体法が猪など獣類のそれ 歯や骨を取り出し、 特に選骨には、 再葬のもつ社会的意味を 死亡者の親族が立ち会 のこった骨を処理 しかし、それにし

なろう。 再**葬の過程** 以上の説明を、再葬の過程におきかえると次のように

死亡―(土葬―発掘)―解体―(煮る―焼く)―骨の一部を取り出す―

|一残った骨を焼かずに埋める(大浦山洞穴)||一残った骨を焼いたあと放置(八束脛洞穴)||一壺に容れて埋める(岩名天神前遺跡)||一装身具を作って着装する

すなわち、岩名天神前遺跡、八束脛洞穴、大浦山洞穴は、それぞれの

こなったのではなく、いくらかの差異があったことはいうまでもない。否があるように、すべての集団が、まったく同じ過程を踏んで再葬をお旧かし、選骨前にまたは選骨後に残された骨の処理にあたって火葬の採用業の場を二次的に壺棺再葬の場に転じたものと考えるべきであろう。過程を代表する遺跡である。早くから問題にされてきた群馬県岩櫃山鷹

一 再葬墓地をのこした集団

再葬墓の土器 再葬墓が墓であることを初めて確認した杉原荘介は、 田三〜四四〕。その根拠は、千葉県岩名天神前遺跡の1号墓で、1号壺から男性、2号壺から女性のそれぞれ一部の骨を検出したところにあったら男性、2号壺から女性のそれぞれ一部の骨を検出したところにあったら男性、2号壺から女性のそれぞれ一部の骨を検出したところにあったのであろうか。疑問なしとしない。

うにみれば**、** 物をのせるまたは容れる容器に分けて分析を進める必要がある。 とは意味がない。 蓋として用いている。 の蓋として使っているようであって、 再葬墓の土器は、壺が圧倒的に多いが甕もある。しかし、この甕は壺 たとえば鷹ノ巣岩陰B群は壺二個、 再葬墓の土器は、 したがって、 土器として総数だけを取り上げるこ 骨を容れる容器、 他に浅鉢や壺の破片も、 甕二個であるが、 それを覆う蓋、 しばしば そのよ 容器

るが、 としては二組になり、 容器としては三組に減る。 C群も壺五個、 甕 個 小壺一 個 小鉢 個 であ

れることを原則としていた事実からも了解しうる。縄文・弥生時代には 例も少なくないことである。つまり、 されるのは、 した岩名天神前1号墓のばあいは、 同時に死亡した人を合葬する習俗がしばしばあったから、 たわけである。このことは、 いくつかの遺跡で一墓坑あたりの土器数をみよう(表4)。ここで注意 題は、 一基の土坑内から出土した複数の壺のうち、あるものには骨 土器の個数の多い例も少なくないけれども、 東海地方では再葬は一基の土器でおこなわ 合葬とみなすこともできる。 蔵骨器としては壺一個でことたり 壺一個だけの 杉原が根拠と

表 4 再葬墓出土の土器数

	1 個	2 個	3 個	4 個	5 個	6 個	7 個	8個	9 個	10 個	11 個	12 個	13 個	14 個		ā
	三基	二基	1	1	1		1	一基		1	1		1	-	岩名天神前	
	-	1]	一基	一基			ı	ı	一基	ı	ı	1		岩櫃山	の二品番
	一五基	九基	三基	1]		l	J	1	1	1	ı	1		沖 I	
	-	八基	七基	七基	八基	六基	二基	二基]	一基	(一基)	[1	ı	 女 方	
	一一基	五基	六基	五基	二基	二基	基	1	1	1	一基	1	1	1	出流原	
	基	四基	四基	1	基	1	基	1	1	J	1	l	l	1	— 村 尻	
	二基	五基	五基	二基	四基	二基	1	基	I	一基	1	基	基	基	根古屋	
なって ここで 月十	このばあいの土器は蔵骨器	葬墓の名残りであることを	3 - (1	頸壺など一○個の土器が、	生Ⅱ期(庄ノ畑式)の木棺) 	壺が蔵骨器だけでなかっ	別であったという事実は、		の点に関して、出流原11号	腐朽質のものがはいってい		ば、可も容れていない壺を	壺は蔵骨器であるという	体の人骨を複数の壺に分納	

出流原11号墓で管玉を容れた土器と人骨を容れた土器が

示唆的である。

る。 葬墓としての性格がつよく、他まで敷延することはできない。一個の壺に 以外のそれぞれが、別個体の人骨に属するという証明はまだなされてい の壺に骨がのこっていた例は根古屋遺跡から一一例検出されている。 納骨とはちがう機能をもつ壺であったのか。その一方、一土坑内の複数 だけであった。のこりの土器は人骨が消滅してしまったのか、それとも は二個、根古屋遺跡21号墓の壺五個のうち人骨がのこっていたのは一 がのこり、 納めている人骨は全体のごく一部で、 ない。また、複数個体の三例はいずれも一個の壺に納めてあったから合 かし二~四個体分の人骨の混在が確認された8号・16号・19号墓の三例 例えば、出流原遺跡11号墓の壺一一個のうち人骨がのこっていたの 貝のものがはいっていたのではないかと考えるのも一案である。 門も容れていない壺を埋めるのは不自然であるから、 (骨を複数の壺に分納している可能性がないとはいえないのである。 蔵骨器であるというだけでは説明しつくせないということであれ 他のものには骨がのこっていなかった例をどう考えるかであ しかもその量は少ないから、 壺のなかには 個 個

はあいの土器は蔵骨器ではありえない。 が蔵骨器だけでなかったことを明示するのは、 (ど一〇個の土器が、 名残りであることを思わせる。 (庄ノ畑式)の木棺墓である〔矢口編 一九八六〕。 木棺の上においてあった (図12)。 一見して再 遺体は棺内に埋葬されていたから、 飲食物の容れ物として用い 長野市塩崎遺跡の弥 21号墓では、



図12 長野県塩崎遺跡21号木棺墓の土器出土状況 [矢口編 1986]

骨片も、

誤りないだろう。

納められていたと推定しうる余地がある。 再葬墓の墓坑には、 も飲食物容器が含まれている可能性があるということになる。すなわち、 られたと考えるほかない。この例から逆推すれば、 度は一個の壺に容れた骨の量もまた少なすぎることに気づく。実は、 もともとは米または酒のなかに容れてあったのであろうか。 米や酒を容れた壺と人骨片を容れた壺がいっしょに このように考えてくると、 再葬墓の壺のな かに 今 人

容器であったと考えることもできよう。 外来系の土器なども、 うに、 らがよいのかもしれない。 に被葬者が多かったとは考えずに、 このように、一基の墓坑から土器が多数発掘されたとしても、ただち 死者の社会的な地位が相対的に高かったことも考慮しておいたほ または葬送儀礼でたくさんの飲食物が消費された、というよ 死者の出身集団からはるばる運んできた飲食物の そうであれば、 死者に対して捧げられた飲食物が多 再葬墓のなかに含まれている

再葬墓地の群別 顔壺を伴う墓などを指標にしておこなう。 墓地の群別作業は、 土器型式、 空閑地、 土器数、

群不明 がっているようにみえる。 跡である (図13)。しかし、それでもまだ墓地の範囲は調査範囲外まで広 14 からなると推定する。 栃木県出流原遺跡〔杉原 一九八一〕は、 の土器を出土した墓は、 Ш **||群11号、** 第一類A(古) IV 群 34 号、 杉原の土器の型式分類を用いると、 の土器を出土した墓は、 発掘範囲内は墓の密集状況からおそらく四群 第一 I群8号、 類 B 新 15 号、 再葬墓地が広く調査され の土器を出土した墓はⅠ群、 Ⅱ群18号、 I群23号、 Ⅲ群22号、 第二類 Ⅱ群1号、 た遺 (最 IV

> 土器を出土した墓がはっきりしない(26号、 Ⅲ群、 されているとはいえないので、何群で形成されているかは明らかでない。 しかし、弧状に曲がる墓の分布状態から四群よりも多いことは推定して **Ⅰ群一一基、Ⅱ群八基、** I~IV群は、 Ⅲ群、 Ⅳ群のいずれにも存在する。 同時に併行して形成されたとみてよい。 Ⅲ群九基、 Ⅳ群九基である。 したがって、 33号の土器の型式は不明) 出流原遺跡は完掘 Ⅳ群で第一 各群の規模は 類

号墓は本遺跡最古であり、 器四(18号、 号墓)、玉三・土器三(23号墓)、玉三・土器一(10号墓)のような例と られるといえよう。 く必要がある。 は大きな破片であるから実態は一個の棺の身と蓋の可能性も考慮して 玉〇個・土器六個 玉七・土器一一(11号墓)、玉五・土器四 管玉の数と土器の量との関係をみると、 20号、24号墓)のような例がある。ただし、玉が皆無の22 概して、 (22号墓)、玉〇・土器五 管玉の数と土器の量との間には相関関係が認め 13号墓は五個の土器のうち三個は小片、 (36号墓)、 玉八個・土器七個 (7 号、 13号墓)、 玉四・土器一(6 (2号墓)、 玉〇・土 二個

は も想像できる」と述べている 葬墓地でも一、 か」といい、この土器は 人面を「死者の霊安からんことを祈って表わした祖霊の顔で も あ 出流原遺跡の11号墓から出土している人面付きの壺形土器は、 他に、 人面付き土器に付いている左右の耳と同じ表現をもつ壺形土 二個ほどしか発見されない特殊な土器である。 「集落の長などの骨を納めるのに特に用 [佐原 一九七六:第一九図]。 出 流原 佐原眞は 他の 遺 ろう 跡 で 再

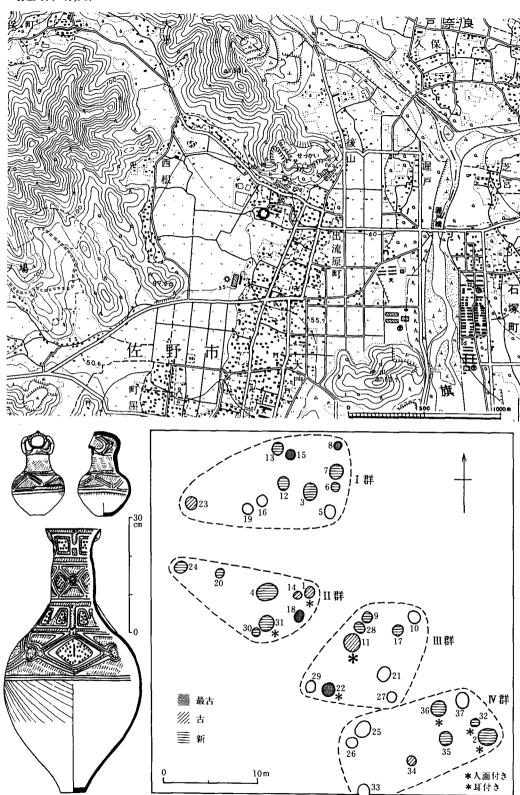


図13 栃木県出流原遺跡の立地、人面付き土器・耳付き土器、 再葬墓地の群別 [杉原 1981から作成]

器が、 まり、 器の退化形態とみてよい。この土器も、 している。 1号・31号がⅡ群、 I群にはこれを欠いているものの、 1 号、 いずれも杉原らの編年の第一類Bに属しており、 31 号、 22号・11号がⅢ群、 22 号、 36 号、 32 号、 2号の六基から各一個ずつ出 36号・32号・2号がIV群におさ 群別の指標となろう。これらは、 平均的である。 人面付き土 土

四基に、 基 の小群との対応関係は、大きな群ではとらえられるが、 初葬墓と再葬墓が重複して分布している。 この遺跡では、 おおよそ三~六基からなる再葬墓が六群ていど存在することになろう。 分かれるのであろうが、その境界は明らかでない。 分している 〔同前:二七〇~二七一ほか〕。 みるべきであろう。 とでは明瞭に分かれている〔荒巻・若狭ほか一九八六:二七五~二七六〕。 ている。 りしない。 の二群からなっている。報告者は、 発掘調査した稀有な例である。墓地は約四メートル離れて大きくA、 A群の被葬者とB群のそれとの間には、 箇所に密集しているのに対して、 群馬県沖Ⅱ遺跡 〔荒巻・若狭ほか 一九八六〕 さらに東のものまで数えると一三基となる。 B群をB1群五基、 棺として用いた壺と甕を細かく分析した結果でも、 A群付近の土坑は一九基、 土器棺を納めていない土坑を初葬の土坑とすれば、 B2群三基、 さらにA群をA1群一二基とA2群 B群は初葬・再葬とも散漫に分布し B群付近の土坑は少なくみれば五 A1群はおそらくさらに二群に 何らかの区別がなされていると しかし、 B3群二基、 は、 再葬墓地全体を完全に A群が初葬・再葬とも 初葬の土坑と再葬墓 結局、この遺跡では 小群でははっき B4群一基に細 A群とB群 その В

> のは、 に属する。 そのうち二群はそれぞれ一個の土器の単独出土であって、 幅に超えることはないと思われる。すなわち、このばあいの五群という Ⅱ期に属する。岩名天神前遺跡例を参考にするならば、 B 出流原遺跡の一群に相当する程度の小規模のものである。 C群も合葬例を含んでいるとすれば別であるが、 土器五個のA群、 土器四個のB群、 土器八個のC群の三群は 被葬者の数は、 合計五人を大 時期はⅠ期末

Ą

ろの段階、 土器(Ⅰ期)と2群土器 博己による出土土器の編年にもとづいて検討してみよう。 を墓の分布の疎密から、 従うと、以下のようになる。 福島県根古屋遺跡の再葬墓地 〔梅宮・大竹編 一九八六〕 は、 新しい段階に細分している 〔設楽 一九九一〕。 この 分 類 三群に分けることができる (図14)。 (Ⅱ期)に分け、前者をさらに古い段階、 なお、 2群土器はいずれも追加である。 設楽は、 これを設楽 発掘範囲内 案 中ご

I 群 II 群 Ⅲ群

I 期 舌 四十二基 三十四基 二基

争 基 + 基

新 三基 基 二十二基 基

Ⅱ期

派生していった可能性も考えられよう。 移動していく傾向にある点を考慮すると、 Ⅱ群ともに墓の位置が新しくなるにつれて東から西または西南方向へと Ⅲ群は発掘区のさらに西側に広がっている可能性がある一方、 Ⅲ群は1期中段階にⅡ群から I 群

五群確認されている。

群馬県岩櫃山鷹ノ巣岩陰〔杉原一九六七〕では、

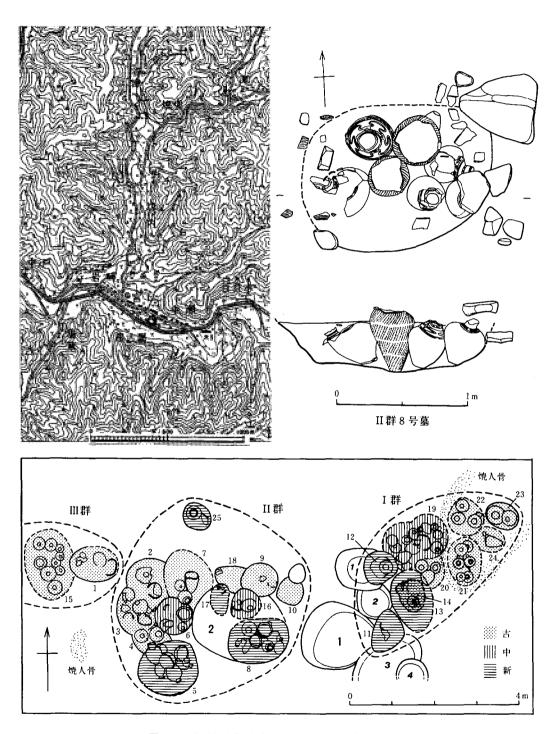


図14 福島県根古屋遺跡の立地、遺構、再葬墓地の群別 [梅宮・大竹編 1986]・[設楽 1991から作成]

広がっているのであろう。

とができるのではないかと思う。おそらく発掘区の南側に墓地はさらに案が提出されているが、これまでの分析例からすると、三群に分けるこ茨城県小野天神前遺跡 〔阿久津 一九七七〕は、すでにいくつ かの群別

掘区の東側にさらに続きが埋もれているのであろう。 新潟県村尻遺跡〔関・石川ほか 一九八二〕は、二、三群 であって、発

バラに分かれる可能性もないとはいえない。 千葉県岩名天神前遺跡〔杉原ほか 一九七四〕は、再葬墓七基が発掘されたというが、両れ、その後さらに近くから伸展葬の人骨一体が発掘されたというが、両れば2号、3号、7号からなる北群と、1号、4号、5号、6号からなれば2号、3号、7号からなる北群と、1号、4号、5号、6号からなれば2号、3号、7号からなる北群と、1号、4号、5号、6号からなれば2号、3号、7号からなる北群と、1号、4号、5号、6号からないとはいえない。

ているのであろうか。 出流原遺跡では四群以上からなると推定した。では、各群は何を反映し出流原遺跡では四群以上からなると推定した。では、各群は何を反映し、 一種墓の単位 再葬墓地は、広く発掘された沖Ⅱ遺跡では六、七群、

の組合せがありうるのである。

器を埋めた」と考える。 個の納骨土器が埋められていること」、「一つの土坑のなかにある複数の 位を構成する複数の人物が死に絶えたのちに、 いる場合がある」ことを前提にして、「基礎になっていた人間集団 土器にわずかながら古くつくられたものと新しそうなものとが混在して たち」からなる「年齢集団」であり、 中琢は、 「一つの土坑のなかにそれぞれ別の人の遺骨をいれ た その構成員とは、 したがって「死後も家族や親族の 「一回の成年式に参加した人 まとめてかれらの納骨土 の 複 単 数

> 理がある。 の土器をいれた一基の土坑の内容を、 性一体分と女性または少年一体分が散布していた。したがって、 墓の4号棺も小児一体、 らいの一体分、少年一体分、 検出された例がある。 りがあると「確信」することになる〔田中 一九九一:一一四~一一七〕。 の二棺から男女の骨が出土した岩名天神前遺跡1号墓の性の判定には誤 したがって、この集団は当然、 分と五歳前後の一体分が納めてあったし、同16号墓の4号棺には五歳く しかしながら、 一土坑あるいは一棺に納められる人骨は、成人男女と幼小児 一基の土坑内の棺から明らかに世代を異にする人骨が 福島県根古屋遺跡8号墓の2号棺には成人骨二体 成人一体であり、 成人二体分が納めてあった。また、 性別の集団でもあるから、 年齢集団の原理で説明するのは無 同19号墓の 5 号棺付近には男 一基の土坑内 同 19 号

根古屋遺跡もおそらく一集落を単位とする墓地の一部を発掘したのであ そして、 成によく似ている。そこで私は、 そして、土坑が数基集まって一小群をつくっている。 文時代にしばしばみられた合葬的な性格をもつものと理解しておきたい。 しているが、埋葬小群六ないし八個を環状に配列した縄文時代の墓地構 古屋遺跡などの再葬墓地のこのようなあり方はむしろ、 集落による造営と推定し、 基の土坑内の壺に一人分にせよ、 一基の土坑内に複数の人が埋葬されていたとすれば、 個々の小群は、 数十基からなる再葬墓地は、 数人分にせよ、 世帯を表現すると考える。 出流原、 人骨が納めてある。 埋葬法こそ変化 それは縄 基本的に 沖 Ц 根

墓に埋められることなく、

年齢集団の単位で墓に納まる」と主張する。

群は、 ろう。 なお、 特別な世帯の存在を示唆するのであろう。 出流原遺跡Ⅳ群のように、管玉多数をもつ墓が多い埋葬小

の墓地であるが、 として完結することになる。岩名天神前遺跡のばあいは、むしろ一集落 陰を一世帯の墓群とすれば、幕岩その他の岩陰とあわせて一集落の墓地 別地点にまだいくつもの世帯の墓群が存在すると予想するのか、それと 二群だけ検出されているようなばあいである。これらも、同じ遺跡内の て幕岩岩陰があり、 も一群が即一集落を反映しているのか。岩櫃山遺跡のばあいは、近接し 問題は、 群別も十分に行えなくなったと考えるのも一つの解釈であろう。 岩名天神前遺跡や岩櫃山鷹ノ巣岩陰のような遺跡全体で一、 墓地が形成途上で終わってしまったために、基数が少 そこからも人骨が出土しているから、もし鷹ノ巣岩

Ŷ

再葬制の系譜

ことを示している。 長野県・新潟県・福島県を共通の葬制の広がる地域として把握が可能な な装身具の分布は、 の分布圏とほぼ一致していることは明らかである。人の歯・骨製の特殊 ○○箇所を超すが、その分布範囲が縄文晩期の浮線網状文=氷Ⅰ式土器 再葬の分布 これまで報告された東日本の弥生時代の再葬遺跡は 長野県〜福島県まで広がっているが、この事実は、

墓を、 設楽博己は、 単数壺棺墓と複数壺棺墓に類型化し、 再葬墓の土器の数に着目して、 前者は愛知県を中心とする 東日本の弥生Ⅰ期の再葬

> えにくいのである。 屋遺跡をのこした集団は、 もほとんど存在しない、明らかに東海地方西部以西の要素である。 人骨にのこされた抜歯の4I型は、縄文晩期の東北地方にも信越地方に き取ることがさかんにおこなわれたのも、 部で発生し関東地方でもっとも発達したことになろう。死者の歯骨を抜 あるいは葬送儀礼を盛大におこなうのは、 東海地方に、 性を想定しているから〔設楽 一九八八a・b〕、死者に飲食物を捧げる、 四周に拡散していった可能性を指摘している。 大塚遺跡の複数壺棺墓がI期 同じ地域であった。しかし、福島県根古屋遺跡や牡丹平遺跡出土の 後者は福島県を中心とする東北地方南部に発生源があって 東海地方西部との関係なしに成立したとは考 (樫王式―大洞A式)までさかのぼる可能 火葬をしばしば伴っているの 関東地方北部から東北地方南 ただし、群馬県渋川市

期までさかのぼって検討してみよう。 では、 東日本再葬墓の源流はどこに求められるのであろうか。 縄文晩

〜新潟・福島県の範囲から少なからず発見されている。

縄文晩期の再葬

この時期の再葬墓は、

表5に示すように、

愛知県

九八八:四一三~四一五〕。もう一つは、 新潟県青海町寺地遺跡 再葬する方法である。信越地方に特徴的にみられ、 片化したあと、石を集めてつくった囲いのなかに、 いは長野県伊那市野口遺跡〔林 一九八三〕で典型的にみられる〔春成 一 縄文晩期の再葬には二つの葬法がある。一つは、遺体を火で焼いて細 〔寺村ほか編 一九八七〕で、 遺体をいったん土葬したあと、 人骨を再葬し 遺体を焼いた炉跡 人骨の細片の一 た石 部

表 5 縄文晩期の「再葬」遺跡の諸例

- 3
再葬は土葬または単独壺
くり焼骨を二、三体分ずつまとめる
をつ
れた位置に石棺墓
四個と九個の頭骨を円形に並べ、残

の中心がある。そして、時期的には晩期でも初めに中心があることは、加八四年に発掘された4号、12号人骨があり、四肢骨を方形に配列して九八四年に発掘された4号、12号人骨があり、四肢骨を方形に配列して九八四年に発掘された4号、12号人骨があり、四肢骨を方形に配列して上ば同じ姿勢をとらせて再葬した例は、愛知県渥美町伊川津遺跡から一場に属中していることが大きい理由であろうが、すべて三河地方に分布県に集中していることが大きい理由であろうが、すべて三河地方に配列して上ば同じ姿勢をとらせて再葬した例は、愛知県渥美町伊川津遺跡から一場に属中していることが大きい理由であろうが、すべて三河地方に分布県に集中していることが大きい理由であろうが、すべて三河地方に分布県に集中していることが大きい理由であろうが、すべて三河地方に分布県に集中していることが大きい理由である。人間であり、四肢では、一般には、一般に関係している。

断すると、弥生時代の壺棺再葬墓の源流が、東海地方西部にあった可能が、壺または甕を横に倒して埋めた通常の土器棺墓であったことから判晩期から弥生I期(五貫森式~水神平式)の一〇二基に達する土器棺墓しかし、豊橋市麻生田大橋遺跡〔安井編 一九九一〕で発掘された縄文

注意すべきであろう。

性は後退する。

に進みたい。

についての考察はこれまであまりなされていない。方形墳丘墓(周溝墓)

弥生Ⅱ~Ⅲ期に盛行した再葬がその後どうなったの

再葬の終焉

丘墓だけでなく、環濠集落も備えていると予想される。大浦山洞穴もそ基が発見されており〔浅川・河合 一九八七〕(図6)、他の遺跡も、方形墳そのうち、蛭畑遺跡がある。これらの遺跡はいずれも台地上に立地し、台、逗子市持田遺跡がある。これらの遺跡はいずれも台地上に立地し、一名のうち、蛭畑遺跡がある。これらの遺跡はいずれも台地上に立地し、一名のうち、蛭畑遺跡があり、さらに横須賀市蛭畑、上の一名が発見されていると予想される。大浦山洞穴もそれる。大浦山洞穴から四キロメートル離れた 位置 に、IV 期三浦半島では、大浦山洞穴から四キロメートル離れた 位置 に、IV 期



図15 縄文晩期および弥生前・中期の再葬墓の分布 [図下は設楽 1988 a をもとに作成]

ない。 ħ 存していなかったので、それが再葬墓であったか否かの証明はできてい は一基の壺棺が検出されている。 他の方形墳丘墓のそれと変わるところはない。 れらと同じ時期に属する以上、それらの集落と無関係であったとは思え 規模の点だけで再葬を否定するのは危険である。 幅〇・六~〇・七メートルであって(河合英夫教示)、この時期 内部主体の規模は成人の伸展葬が可能であることを示しているが 蛭畑遺跡の方形周溝墓の内部主体は、 3号墓では二基確認された。その規模は、 蛭畑遺跡では、 いずれも区画内から発見さ なお、3号墓の溝内から 残念なことに人骨は遺 長さ一・七メート の

○・三~○・五メートルの竪穴式石室のほぼ中央に成人男性骨一体分が 臼歯・肋骨・寛骨片がまとめておかれていたにすぎなかった〔大場ほか されるが、埋葬遺骸はわずか三〇センチメートル四方の場所に、頭骨 土槨は長さ約一○メートル、木棺の長さはおそらく約八メートルと推定 ろうか〔春成 一九八七:八二〕。 ならず関東地方では、 は少なくない。こうしてみると、 には、このように通常規模以上の内部主体であっても、 一九五六〕。また、栃木県佐野市八幡山古墳では長さ二・五メートル、 束にまとめて埋葬してあった 〔前沢 一九五五〕。 なぜなら古墳時代前期の茨城県東茨城郡磯浜町鏡塚古墳の後円部 方形周溝墓の内部主体は再葬墓であった可能性があるのではないだ 弥生中期には、再葬墓は新来の方形周溝墓と合体 三浦半島では、 関東地方の 前 期 古 あるいは三浦半島のみ 再葬墓という例 の粘 幅 墳

火葬に関しては、群馬県高崎市新保田中村前遺跡で弥生後期の方形周

接焼いたと考えられている〔平野 一九八八:一二〇〕。骨が出土し、その周囲の土が焼けていたことから、遺体を主体部内で直溝墓が問題である。ここでは、主体部から焼かれた成人の頭、足部、歯

葬を思わせる。 本を思わせる。 本を思わせる。 本を思わせる。 本とは、再葬墓とは断定していないが、その状況は再新を束ねたような状態においていた。貼石上には火を焚いた部分も数箇洞穴の床面の貼石上に五体以上の人骨をおき、また壁際には四肢骨を、六七〕・〔永峯 一九八二〕が取りあげられている。この遺跡のばあいは、六七〕・〔永峯 一九八二〕が取りあげられている。この遺跡のばあいは、六七〕・〔永峯 一九八二〕が取りあげられている。この遺跡のばあいは、大田は、長野県鳥羽山洞穴(関 一九

四八)、 二〇センチメートルの厚さにびっしりと埋葬していた。しかし、 二〕。径二三メートルの円形墳丘の中央に箱形石棺(内法長さ二・○メ 同様の例は、 回収が、かなり不徹底であった」と推定された〔山口 一九八二:三〇〕。 類によってその個体数には大きな差があり、「一次埋葬地における骨 葉県四街道市物井古墳を挙げることができる〔物井古墳発掘調査会 一九八 ~八体を再葬) に一八体分以上の人骨(成人男性五、女性三、不明九、未成人一)を、 古墳時代にも再葬が盛んにおこなわれたことを示す好例としては、 ル、幅○・八メートル、高さ○・七メートル)をつくり、その内部 再葬制が弥生時代中期中ごろに終焉したとは断定できない 成田市長田1号墳 などでも知られており (長さ一・七メートルの堅穴式石室、 〔藤下・高木 一九八○:四四五~四 骨の種 千 七 の

墳丘墓(周溝墓)にとって代わられたが、実は古墳時代まで連綿と続いこのように、弥生時代の再葬制は、その中期中ごろに現象的には方形

0

ていた可能性が少なくないのである。

四 再葬制の意義

葬の意義について考察を進めることにしたい。 論はまだなされていない。ここでは、先に復元した再葬の過程から、再 の実態が明らかになってきつつあるが、その意義に関して突っこんだ議 :葬の儀礼的意味 東日本弥生時代の再葬制についてはようやくそ

葬までの間はこれまで考えられてきたより短いものであった可能性があ つものではない。 時代の再葬の初葬が土葬であったという推定は、まだ確固たる根拠をも 根古屋遺跡、 が少なからず検出されているが、弥生時代では群馬県沖冝遺跡、福島県 スで理解されてきた。確かに、縄文晩期の伊川津遺跡では、初葬の墓穴 葬があり、一定期間を経たのち掘り出して再埋葬するといったニュアン 意図した行為であろう。重要なことは、再葬はこれまで一次葬として土 粉砕し廃棄している。これは、地上から死者を完全に消滅させることを 部を再葬し、のこりの骨を加熱して細片化したり、石でたたいて割って 解体・散葬の意味を論じた折口信夫の説を想い起こす。折口の言葉を 東日本弥生時代の再葬制では、遺骸を解体し骨化したあと、人骨の一 とすると、 遺骸の解体や火葬を早い時期におこなっているとすれば、死から再 秋田県生石2遺跡などで報告されているだけである。 再葬の主要な目的としては、 神奈川県大浦山洞穴、群馬県八東脛洞穴などの状況か 蚩尤伝説を取り上げて遺骸(4) 弥生

> 送る期間であったということになろう。 すれば、その間は死者の体から肉すなわち霊魂を分離し、それを霊界に 段なのであった。したがって、もし初葬として土葬をおこなっていると けて揃はない様にし、一つは焼いて根だやしにして了ふのである」〔折り 借りるならば、「霊魂或は精霊の拠って復活すべき身がらを、一つは分 とりついて人間に死や災厄をもたらす形で死者が復活することを防ぐ手 九二六:八〇~八一〕。要するに、洗骨・火葬は、死霊や悪霊が遺骸に

受けた痕跡が認められたから、一部火葬の後に再葬している可能性もあ 箇所のこされており〔戸沢ほか 一九六八:七~一一〕、その 一部に は火を 縄文後期の広島県東城町帝釈寄倉岩陰では、二〇体以上のまとまりが二 ること 〔森本ほか 一九七〇〕 は、一つの手がかりとなる。 再葬はその後 の民族例をいくつも紹介している〔大林 一九七七:九七~一〇三〕。 彼らが死一般に対する恐れをもっていたかどうかは明らかでない。大林 太良は、死後も霊魂の存在を信じ、死を恐れないベトナムやメラネシア しないうちに土中に埋めるところに出発していたと思われる。しかし、 霊魂不死の観念が日本列島でいつ成立したのか、考える材料は少ない 埋葬=土葬は、死者に対する愛情から死が確認された後、腐敗が進行 再葬例がすでに縄文早期に愛媛県美川村上黒岩岩陰で報告されてい

後も中期に長野県戸倉町幅田遺跡、 [石川 一九八八]。彦崎貝塚例は、 火葬は、 縄文前期中葉の岡山県灘崎町彦崎貝塚を最古例として、 直径三〇センチメート そして後期の 諸例が 知られている(6) ル、 深さ二三セ その

る。

めたもので、「この場所で焼かれたものではなく、ほかで焼かれたのちずロック礫群の下にある小土坑内に、焼けた成人の頭蓋骨片一一個を埋類 一九七一:一三〕。記述からすると、別地点で焼いた後にこの土坑に埋すして、同じ穴のなかに埋葬してあり、骨は焼けていた、という〔池葉ばらで、同じ穴のなかに埋葬してあり、骨は焼けていた、という〔池葉

に土坑内に納められたとみるべきである」という〔森島 一九八二:一三○

けの葬法である。 みえない。どの地方でも後期までは、主流はあくまでも一度土葬するだみえない。どの地方でも後期までは、主流はあくまでも一度土葬するだという状況であって、一つの地域で連綿と続いている普遍的な葬法にはけれども、これらの火葬例は、各地でポツンポツンと検出されている

が、 胸骨の一部は焼けて炭化していた。これを、「死亡の原因や苦痛の 骸の上で見いだされた大きな焚火の跡であって、そのうち一体の頭部と 利北貝塚Ⅱ―二九号住居址で、 が異常であったがため、ムラビトはその悪霊を恐れ、死体に触れること ころであろう。 のであるが、この場合、 を忌みきらった。 いをした」と考える後藤和民の説 火葬の起源を示唆するのは、 この例も一種の火葬とみなすこともできよう。 そうであれば、 通常なら、 そのままの状態で埋葬し、 他へ移して竪穴墓坑の中に丁重に埋葬する 縄文中期の勝坂式期に属する千葉市 焼けた人骨を拾って土葬こそしていない 成人男性一、熟年女性二、少年一体の遺 〔後藤 一九七○:二一一〕は、妥当なと 家に火をかけて厄払 遺骸の火葬にせよ解 状 加曽 態

者に対する観念がある段階まで達すると、多元的・自然発生的にでてくく早くからあった。したがって、再葬や火葬は、霊魂の存在を信じ、死した人だけを対象にしていたのであろう。死霊に対する恐れは、おそら体にせよ、当初は、遺った人々に災厄をもたらす危険のある変死・凶死

る発想であったと考えたい。

これら中部地方の縄文晩期の再葬制の普遍化にほかならない。と、火葬はそのような限定された葬法ではなく、普遍的な葬法となってと、火葬はそのような限定された葬法ではなく、普遍的な葬法となって上で、一度土葬した遺体を掘り出して再度土葬または甕棺葬する葬法を盛んにとっていた。しかし、伊川津遺跡のばあいでは、遺体を焼き、一部を再葬し、とっていた。しかし、伊川津遺跡のばあいでは、遺体のうち頭骨と四肢とっていた。しかし、伊川津遺跡のばあいでは、遺体のうち頭骨と四肢とっていた。しかし、伊川津遺跡のばあいでは、遺体を焼き、一部を再葬し、たがかりを遺棄する葬法を盛んにしかし、縄文晩期の信越地方の野口・大明神・寺地遺跡例などをみるしかし、縄文晩期の信越地方の野口・大明神・寺地遺跡例などをみるしかし、縄文晩期の信越地方の野口・大明神・寺地遺跡例などをみる

儀礼と関連をもつ諸儀礼と装身を著しく発達させ、 れていたのであろう。 これらの儀礼を通過して祖先あるいは祖霊の仲間入りを果たすと信じら してはじめてすべての通過儀礼を終了したとみなしたのである。 を彼らは肉体の死ととらえ、 な影響を与えた特別な地域である。死は人生最後の区切りである。 しない、 縄文晩期の東海地方西部は、 言いかえると、 通過儀礼は、 過去をその都度切り離して前にのみ進むという 骨化して、 抜歯・叉状研歯・鹿角製腰飾りなど通過 人生の節目を通過したあとは後戻り ある場合はその骨を完全に破壊 西日本の各地に大き 死者は、 それ

が

代としての意味をもっていたのではないだろうか。 び現世に帰ってくるのは災厄をもたらすことであって、それよりも、 なくしたあと再葬される人骨の細片少々は、 先たちの住む他界に送りこむことが大事だったのであろう。 発想である。 祖霊の世界で新たな肉体を得て再生するものである。骨本来の姿を 他界での身体に必要な骨として、そして再生に必要な霊の依 彼らにとっては、 凶死でなかったとしても、 もはや骨のエッセンスなの 死者がふたた 死者の霊魂 袓

あったのであろうか 東日本弥生1期の稲作農耕と再葬制の発達との間にはどのような関連が 東・東北地方南部で普遍化したのであろうか。 ではなぜ再葬用の棺として壺を選択することが、 近年明らかになってきた 弥生前— 中 期 の 関

再葬用の棺に壺が多用される理由も、そこに糸口を求めることができる 多数の壺を置いてあったことは、そのようなことを示唆する。とすれば、 もっている点に由来していたのであろう。 在である。 はいっていたからなのかもしれない ていない壺にまで石や土器片で蓋をしているのは、 容器としても運んできたことを暗示しているのであろう。 壺は、 壺が容骨器としてのみ供されているのではなく、 弥生時代にあっては稲作とともに出現する稲のシンボル的 それは壺が翌年の種籾あるいは米酒の貯蔵容器という用途を 人骨のごく一部を再葬するために多数の壺を用いている 長野県塩崎遺跡の木棺墓上に 壺のなかに飲食物 墓地まで飲食物 人骨のはい な存

歯・骨着装の社会的意味 死者の歯・骨を着装する風習 は 縄 文

ら裏づけるのは、

出流原、

女方遺跡などで、

個々の再葬墓から出土する

加工品は、東日本では弥生時代に出現したものと判断するほかない。 の東日本では人歯加工品の存在はまだ知られていない。 ちまちで、定式化していたとは到底考えられない。少なくとも縄文晩期 時代ではごく少数は知られているけれども、 選んだ骨や加工の方法はま 現状では、

の点は重要な手がかりを提供する。

されていた一部の人たちである可能性がつよい。このことを別の資料か 骨を抜き取り装身具にするのは、 うに再葬墓までもちこむものではなかったことを暗示している。 緒立遺跡などで人骨片の廃棄場所から検出された事実は、むしろこれら えてよければ、 の装身具が着装者とともに廃棄されるべき存在であって、管玉などのよ をもってくることが少なかったからだともいえない。八束脛、 数発見されているので、その理由は、 したというほどには多くない。 親の一部を身につけることによって、 員にわたって作製された」とみなし〔外山ほか 一九八九:一六〕、「亡き肉 われ」という説明がなされている〔宮崎ほか 一九八五:一〇四〕。 人まで及んでいることから「穿孔人歯骨は基本的にその集団内の全構成 と尊敬からだろう」〔佐原 一九七五:四四〕とか、その素材が幼児から 成 遺跡から出土する穿孔人歯・骨の数は、「全構成員」の歯・骨 穿孔人骨の意味については、それを身につけたのは、「死者へ 火葬あるいは再葬はすべての人が対象となったが、 同じ遺跡で加工していない歯や指骨も多 その集団のなかで特別な構成員とみな 火葬する場所にそのような装身具 死者と生活を共にする思想のあら 根古屋、 を加 しか の 愛 工 情

位・身分などの差を反映しているとすれば、歯骨製装身具の意味は、次管玉の数に多寡の差が著しいことである。管玉の数が、被葬 者 間 の 地

第にしぼられてくる

のではないだろうか。弥生人の権利義務の実態がどのようなものであっ 空白を、遺族は補塡しなければならない。ただ、歯・骨の性は明らかで めなければならないが、例えば、家長を務めていた男が亡くなったとし 食料の負担などがあったであろう。 権利義務を遺族が相続・継承するシンボリックな行為とみるほらがよい 社会関係が存在したことが、叉状研歯者や装身具着装者の分析によって みえる。 者の基節骨が混ざっているから、家長権の継承だけでなかったようにも のある部分-よう。彼の死が確定的となった時点で、彼が生前にかかわっていた社会 のではなく、特定の死者の生前にもっていた社会的属性・人格あるいは ことを約束されていたと想像することもできる。縄文・弥生時代におい 集団との交渉権、葬祭、各種の共同労働など集団維持に必要な費用 歯骨を抜いて装身具にするのは、 それとも男性だけであるのか、 ある特定の家系あるいは血統の者を、 八束脛遺跡出土の歯骨加工品のなかに三歳前後の乳歯と未成年 明言はしにくいが、土地の占有権、 しかし、この幼児や少年は、 地位、身分、役割、 権利、 重要な点が不明なまま議論を先に進 歯・骨を抜くのは男女ともであるの 死者に対する愛情などに発している 成長したあかつきには家長になる 未亡人(配偶者)など――の 生まれたときから特別視する 各種の資材の所有・使用権

人々はある特定の権利義務の相続の問題に異常に敏感になった時だった初期段階である。稲作の開始に伴って新しい権利義務が生じた段階で、人歯・骨の装身具が普遍的に存在するのは、東日本の弥生農耕社会の

のであろう。

であると論じている〔大林一九七七:九六~九七〕。 である。鈴木尚は、伊川津遺跡と大浦山洞穴の人骨にのこされた傷が、常骨と完全に一致することを根拠にして、人肉食を説いた。大林太良は、獣骨と完全に一致することを根拠にして、人肉食を説いた。大林太良は、すくするのが主目的であったとしても、それだけであったのかという点すると論じている〔大林 一九七七:九六~九七〕。

ことはないともいえないであろう。
ことはないともいえないであろう。
東日本の弥生人は、再葬を盛んにおこない、死後歯骨を抜かれた人も、身具を身につける風習をもっていた。しかし、死後歯骨を抜かれた人も、身具を身につける風習をもっていた。しかし、死後歯骨を抜かれた人も、身具を身につける風習をもっていた。しかし、死後歯骨を抜かれた人も、身具を身につける風習をもっていた。しかし、死後歯骨を抜かれた人も、身具を身につける風習をもっていた。しかし、死後歯骨を抜かれた人も、身具を身につける風習をもっていた。

(一九九二・九・二五)

註

推定できるからである〔春成 一九八九:一二三~一二七〕。

(1) 小野天神前遺跡出土の焼けた骨は、獣骨であったために、再葬墓でない

こでは生骨が再葬されたと考えたほうがよさそうである。の再葬人骨も火葬されていたとすれば、焼骨がのこっていてよいから、こ出土する獣骨も古い時期のものが混入したと考えられる。なお、弥生時代なっており、その時期の焼けた獣骨が広く散布しているから、再葬墓からなっており、その時期の焼けた獣骨が広く散布しているから、再葬墓からという説もだされている。しかし、この遺跡は、縄文時代後期の遺跡と重

- (2) 遺骨の破壊例としては、縄文晩期では、伊川津S2一六号、女性、熟年、(2) 遺骨の破壊例としては、縄文晩期では、伊川津S2一六号、女性、熟年、がある。これらも、闘争によるものではなく、死後に破壊された可能性例である。これらも、闘争によるものではなく、死後に破壊された可能性例である。これらも、闘争によるものではなく、死後に破壊された可能性例である。これらも、闘争によるものではなく、死後に破壊された可能性例である。これらも、闘争によるものではなく、死後に破壊された可能性例である。
- (3) 生石2遺跡は、概報が刊行されているだけであるので、判断を下しにくい、 出れ小野忍氏の案内で発掘資料のごく一部を観察したにすぎないが、 なは小野忍氏の案内で発掘資料のごく一部を観察したにすぎないが、 なは小野忍氏の案内で発掘資料のごく一部を観察したにすぎないが、 は認められない。叩き石状の円礫も叩いた痕跡ははっきりせず、また、人は認められない。叩き石状の円礫も叩いた痕跡ははっきりせず、また、人は認められない。
 「石皿転用の台石遺構1」の石皿には、その上で骨を砕いたような叩き 傷いた
 「名」と言いが、
 「
- (5) 日本列島で知られている最古の埋葬は、旧石器時代後期、約二万年前の(4) 蚩尤は、『書経』にでてくる、黄帝と戦って敗死した中国神話の巨人英雄神。
- 新には埋葬が明らかに一つの社会的な慣習になっていたと認めることがで類には埋葬が明らかに一つの社会的な慣習になっていたと認めることがで基だけであるが、上土棚遺跡では五基の土坑が密集していたから、この時跡 [中村 一九九二] から発掘された土坑墓=土葬である。岩戸遺跡では一大分県大野郡清川村岩戸遺跡 [坂田 一九八〇] や神奈川県綾瀬市上土棚遺入分県大野郡清川村岩戸遺跡 [坂田 一九八〇] や神奈川県綾瀬市上土棚遺入
- (6) 縄文中期に属する熊本県城南町阿高貝塚の「火葬」例は、清野謙次によると、成人女性を埋葬後、一定年月を経て軟部がほぼ腐敗した後に、胸部のと、成人女性を埋葬後、一定年月を経て軟部がほぼ腐敗した後に、胸部

(7) 土肥直美・田中良之は、九州の古墳時代に少数みられる抜歯習俗(一○へと | 一世中の豪族の家父長権の継承儀礼にあるとみている〔土肥・田中 一九八八:二中小豪族の家父長権の継承儀礼にあるとみている〔土肥・田中 一九八八:二三体のうち二四体が抜歯していた〕について、服喪の抜歯で、その意味は「一〇のと類似した思考といえるだろう。

参考文献

平凡社。 一九六七「三浦半島の洞穴遺跡」『日本の洞穴遺跡』九一~一〇二、赤星直忠 一九六七「三浦半島の洞穴遺跡」『日本の洞穴遺跡』九一~一〇二、

川県遺跡調査・研究発表会発表要旨』六三~六四。 浅川利一・河合英夫 一九八七「横須賀市・ひる畑遺跡の調査」『第11回 神 奈阿久津久 一九七七『茨城県大宮町小野天神前遺跡』資料編、茨城県歴史館。

----- ・ ---- ・宮崎重雄・外山和夫・飯島義雄 一九八八 | 元巻 実・若狭 徹ほか 一九八六『沖』遺跡』藤岡市教育委員会。

要』九:五九~九八。 おける「再葬墓」の構造―出土骨類の分析から―」『群馬県立歴史 博物館 紀―――・ ――― ・宮崎重雄・外山和夫・飯島義雄 「九八八「沖∎遺跡に

飯島義雄・宮崎重雄・外山和夫 一九八六「八束脛洞窟遺跡における抜歯の系

譜」『群馬県立歴史博物館紀要』七:四五~七四。

の予察―特に出土骨類に焦点をあてて―」『群馬県立歴史博物館紀要』八:二――― ・ ――― ・ ―――

池田次郎 一九八一「出土火葬骨について」『太安萬侶墓』奈良県史跡名 勝 天一〜五○。

石川日出志 一九八一「三河・尾張における弥生文化の成立」『駿台 史 学』五池葉須藤樹 一九七一『岡山県児島郡灘崎町彦崎貝塚調査報告』私家版。 然記念物調査報告、四三:七九~八八。

七

------ 一九八七「再葬墓」『弥生文化の研究』八:一四八~一 五九~五○六、吉川弘文館。

▽、利根川同人。 ――― │ 九八八a「安房神社洞窟遺跡出土抜歯人骨」『利根川』9:一~

=

九八八b「縄文・弥生時代の焼人骨」「駿台史学』七四:八四~

一九八九「再葬墓―研究の課題―」『考古学ジャーナル』三〇二:

梅宮 茂・大竹憲治編 一九八六『霊山根古屋遺跡の研究』霊山根古屋遺跡調

大塚和義 一九七九「縄文時代の焼けた人骨について」『八天遺跡』本 文 編: 二〇三~二〇五、北上市教育委員会。

大場磐雄 一九三三「安房神社境内発見古代洞窟調査概報」『史前学 雜 誌』五 -1:三○~三九。

大林太良 一九七七『葬制の起源』角川選書九二、角川書店。 佐野大和一九五六『常陸鏡塚』国学院大学考古学研究報告、一。

小田野哲憲編 一九八五『岩手県東山町熊穴洞穴遺跡発掘調査報告書』岩手県 大森元吉 一九六七「二次葬の社会的意味」『アフリヵ研究』五(一九六九『ア フリカの伝統宗教と社会組織』一二九~一四四、杉山書店)。

小野 忍 一九八七『生石2遺跡―宅地造成に伴う緊急発掘調査の概要―』酒 田市教育委員会。 立博物館調査研究報告書、一。

折口信夫 一九二六「餓鬼阿彌蘇生譚」『民族』一一二:七一~八二(一九六五 『折口信夫全集』二:三四一~三五二、中央公論社)。

回三県シンポジウム:七四四〜七四九、群馬県考古学研究所・千曲川水系古 葬墓制を中心として―」『東日本の弥生墓制―再葬墓と 方形周溝墓―』第 九 代文化研究所・北武蔵古代文化研究会。 一九八八「東日本弥生文化黎明期の墓制に関する覚書―いわゆる再

金関丈夫 一九五七「洗骨」『世界大百科事典』一七、平凡社(一九八二『考 古と古代』一四三~一四七、法政大学出版局)。

の生成』本文篇:二三三~二五三、東京堂。 ・坪井清足・金関恕 一九六一「山口県土井浜遺跡」『日本農耕 文 化

版(一九八二『考古と古代』五~八、法政大学出版局)。 一九六三「発掘から推理する」二、土井ヶ浜の英雄、 朝日新聞 西部

一九二〇「備中国浅口郡大島村津雲貝塚人骨報告」『京都帝国大学文 一九八三『緒立遺跡発掘調査報告書』黒埼町教育委員会。

学部考古学研究報告』五:二九~六三。

工楽善通 一九七〇「農耕文化の伝播」『古代の日本』7、関東:二五~三七、 角川書店。

国分直一 小金井良精 一九七二『日本民族文化の研究』四三四~四八一、慶友社。 一九三三「安房神社涧窟人骨」『史前学雑誌』五―一:一~二九

後藤和民 一九七○「加曽利北貝塚人骨の埋葬」『加曽利貝塚』■:二○四~

坂田邦洋 二一三、中央公論美術出版。 一九八〇『岩戸遺跡』広雅堂。

笹沢 浩 五五~一六四。 一九八七「長野県」『日本考古学年報』三八(一九八五年度版):一

笹川一郎・高橋正志 一九八三「人骨」『緒立遺跡発掘調査報告書』九六~ ○二、図版四一。

佐藤由紀男 一九八五「静岡県三ヶ日町殿畑遺跡出土の土器について(下)』『古 代文化』三七一一:一七~二六。

佐原 眞 一九七五「海の幸と山の幸」『日本生活文化史』一、日本的生活 母胎:二一~四四、河出書房新社。

設楽博己 一九八八a「再葬墓研究の現状と課題」『考古学雑誌』七四 ― 二: 一九七六『弥生土器』日本の美術、一二五、至文堂。

制―再葬墓と方形周溝墓―』第九回三県シンポジウム資料:二九〇~三四八。 一〇八~一〇九。 一九八八b 「群馬県の再葬墓とその関連遺跡」 『東 日 本 の 弥 生 墓

六:一九五~二三八。 一九九一「最古の壺棺再葬墓」『国立歴史民俗博物館研究 報 告』三

杉原荘介 一九六七「群馬県岩櫃山における弥生時代の墓址」『考古学集刊』三 一三:三七~五六。

弥生両時代の遺跡」『考古学集刊』四一三:三三~七一。 ・戸沢充則・小林三郎 一九六九「茨城県殿内(浮島)における縄文・

治大学文学部研究報告 考古学、四。 ・大塚初重 一九七四『千葉県天神前における弥生時代の墓址群』明

一九八一『栃木県出流原における弥生時代の再葬墓群』明治大学文

鈴木 学部研究報告 考古学、八。 一九三五「石器時代貝塚出土の獣骨片について」『人類学雑誌』五〇

- 一三:三四~四一。
- 五三一七:一〜三三。――― 一九三八「日本石器時代人骨の利器による損傷に就て」『人類学雑誌』
- 会連合大会第二○回紀事』一三五~一三七。──一九六六「弥生時代の食人について」『日本人類学会・日本 民族 学──
- 一 一九六○『骨』学生社。
- 三:二六九~二七七。――― 一九七五「闘争により損傷された三個の人骨」『人類学雑誌』八三―
- 須藤 隆 一九七九「東日本における弥生時代初頭の墓制について」『文化』四――― 一九八三『骨から見た日本人のルーツ』岩波新書、岩波書店。
- 発掘調査報告書』会津若松市教育委員会。 ——— • 田中 敏編 一九八四『福島県会津若松市墓料遺跡 一九八〇 年 度

三—一・二:三七~七二。

- 五二―三:四五~五九。 関 孝一 一九六七「東信濃鳥羽山洞穴における古代祭祀遺跡」『考古学雑誌』

- 田中 琢 一九九一『倭人争乱』日本の歴史2、集英社。
- 寺村光晴・青木重孝・関 雅之編 一九八七『史跡 寺地遺跡』青海町。『森の宮遺跡 第三・四次発掘調査報告書』一六六~一七〇、難波宮址顕彰会。寺門之隆・嶋田武男・多賀谷昭・石井みき子 一九七八「森の宮遺跡出土人骨」
- 釈峡遺跡群の調査研究』三:七~一三、帝釈峡骨跡群発掘調査団。戸沢充則・堀部昭夫 一九六八「帝釈寄倉岩陰遺跡の第三次・第四次調査」『帝
- 成』一:一九七~二一五、六興出版。 土肥直美・田中良之 一九八八「古墳時代の抜歯風習」『日本民族・文化 の 生
- 『群馬県立歴史博物館紀要』一〇:一~三〇。外山和夫・宮崎重雄・飯島義雄 一九八九「再葬墓における穿孔人歯骨の意味」
- 永峯光一 一九八二「鳥羽山洞穴遺跡」『長野県史』考古資料編・主要遺跡(北
- 中村喜代重 一九九一「綾瀬市上土棚遺跡第3次調査」『第15回神奈川県 遺 跡東信):七四八〜七六一、長野県史刊行会。

- 『長野県考古学会誌』三一:三二~三七。西沢寿晃・小松 虔 一九七八「長野県佐久市月明沢遺跡発掘資料について」調査・研究発表会発表要旨』四八~五一、神奈川県考古学会。
- 間に及ら、1、高さななでいる。 おりません でいとう おりまし 一九八六『下谷ケ地平B・C遺跡』 国営会津農業水利事業関連遺跡
- 5丈秀爾 一九八六「弥生時代一『図説 発掘が語る日本史』二(関東・甲信越調査報告、Ⅳ、福島県教育委員会。
- 春成秀爾 一九八六「弥生時代」『図説 発掘が語る日本史』二(関東・甲信越
- ――― 一九八七「抜歯」『弥生文化の研究』八、祭と墓と装い:七九~ 九編):一一六~一五六、新人物往来社。
- 改訂がすが。───── 一九八八「埋葬の諸問題」『伊川津遺跡』三九五~四二○、渥 美 町○、雄山閣。
- ~一三七。————一九八九「叉状研歯」『国立歴史民俗博物館研究報告』二一:八 七教育委員会。
- 馬場悠男・茂原信生・阿部修二・江藤盛治 一九八六a「根古屋遺跡出土の人――― 一九九一「人骨製腕輪」『考古学雑誌』七六―四:八七~九六。
- 骨・動物骨」『霊山根古屋遺跡の研究』九三~一一三、霊山町教育委員会。
- 骨・歯装身具について」『霊山根古屋遺跡の研究』一一四~一二〇。――― ・ ――― ・大竹憲治 一九八六b「根古屋遺跡出土の穿孔された人―――
- 八九四~八九七、長野県史刊行会。 | 茂樹 | 一九八三「野口遺跡」『長野県史』考古資料編、主要遺跡(南信):
- 一七四~一八三、長野県史刊行会。樋口昇一 一九八三「大明神遺跡」『長野県史』考古資料編、主要遺跡(中信):
- 一九~一二六。 平野進一 一九八八「群馬県」『日本考古学年報』三九(一九八六年度版):一
- 化財調査報告書。 ・中里が、森本岩太郎ほか、一九七八『上敷面遺跡』深谷市埋蔵文
- 三八九~四四九、成田市。 三八九~四四九、成田市。 一九八〇「成田市内の古墳」『成田市史』 原始 古 代編:
- □ 一九五五「栃木県佐野市八幡山古墳調査概報」『古代』 一六: 一~ 89

物館紀要』六:七七~一〇八。 よび歯の穿孔について一八束脛洞窟遺跡資料を中心に一」『群馬県立歴 史 博宮崎重雄・外山和夫・飯島義雄 一九八五「日本先史時代におけるヒトの骨お

信):一二九~一四〇、長野県史刊行会。 森島 稔 一九八二『幅田遺跡』『長野県史』考古資料編、主要遺跡(北・東森島 稔 一九八二『幅田遺跡』『長野県史』考古資料編、主要遺跡(北・東

早期の二次埋葬例」『人類学雑誌』七八一三:二三五~二四四。森本岩太郎・小片丘彦・小片 保・江坂輝弥 一九七○「受傷寛骨を含む縄文

て」『日本民族・文化の生成』一:五五~七六、六興出版。―――― 一九八八「本州北端における縄文時代後期改葬甕棺内人骨につい

八木久栄編(一九七八『森の宮遺跡(第三・四次発掘調査報告書』難波宮址顕

野市の埋蔵文化財、一八。 矢口忠良編 一九八六『塩崎遺跡群№―市道松節―小田井神社地点遺跡―』長を会。

二一。 安井俊則編 一九九一『麻生田大橋遺跡』愛知県埋蔵文化財センター調査報告、

三〇九~三七二、小学館。 山折哲雄 一九八六「霊魂の浄化」『日本民俗文化大系』一二、現代と 民 俗:

街道市教育委員会。 山口 敏 一九八二「出土人骨」『物井1号墳発掘調査報告書』一四~三一、四

丘。 古、一九九一『小敷田遺跡』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書、九吉田(稔編)一九九一『小敷田遺跡』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書、九横須賀考古学会編)一九八四『三浦半島の海蝕洞穴遺跡』横須賀考古学会。

吉田町多育委員会編 一九八二「わらび沢岩陰遺跡」『吉田町史』四二~五〇、吉田町教育委員会編 一九八二「わらび沢岩陰遺跡」『吉田町史』四二~五〇、

(国立歴史民俗博物館考古研究部)

The System of Reburial in the Yayoi Period

HARUNARI Hideji

In the early Yayoi period in eastern Japan, there existed a common reburial system, in which the body was ossified by some method or other, and some of the bones were placed in a jar to be buried. The various sites considered to be connected with reburial show a wealth of variety, because various stages of the reburial process have remained at different sites.

Reburial followed the following processes: burial, — exhumation, — bone selection, — placement in a jar coffin, and reburial in cemetery, — burning of the remaining bones. It also took the following form: immediate dissection without burial, — bone selection, — etc. The body was first separated into bones and flesh; then the bones were fragmented by splitting or burning. Fragmenting the bones to leave no trace of their original shape may show the intention of preventing the resurrection of the dead, possessed by a dead spirit or an evil spirit. In other words, there existed an inordinate fear of the dead and other spirits in this period.

Also, at this time, accessories made of human teeth or finger bones were fashionable. The materials were taken from dead persons and pierced through, but this fashion seems to have been limited to certain people. They apparently wore the accessories as a symbol of succession to the status or position occupied by the dead person before death.

Analysis of reburial graves shows that a cemetery was composed of many small groups, with ten graves or so in each group. Therefore, it is deduced that the unit of the small group was successive generations of the same family.

Reburial graves came to an end around the middle of the Middle Yayoi period, replaced by square mound burial. However, examples of reburial are known from Kofun of the 6th century; so it can be supposed that identification has merely been delayed, because of the scarcity in the Later Yayoi period of graves that conserved human bones.